

学 生 便 覧

令和 7 年度 (2025 年度)



学校法人 昭徳学園
九州動物学院

この便覧は入学時のみ配布し、2 年、3 年次には配布しませんので、卒業まで大切に保管・使用して下さい。

なお変更があった場合には、当該部分について、資料配布あるいは掲示などによって通知します。

新入生の諸君へ

近年、伴侶動物の飼育数が著しく増加し、動物関連産業も拡大の一途をたどっています。飼育数が増えるにしたがい、いろいろな分野も生まれ、それぞれに技術者が求められています。また一方では、すでに社会で活躍している人達の卒後研修の機関設立も期待されるようになってきました。本学院はこれらの要望に応えるために平成 16 年に創立されました。当初、無認可校からはじまった当学院は、創立 13 年目の平成 28 年 4 月から学校法人として認可された専修学校として新しい歩みをはじめました。

さて本学院の教育は生命の尊厳を第一とし、動物の保健・医療・福祉に関する専門知識および技術の修得を目標に掲げています。しかし本学院の 2～3 年間で最新の知識と技術の全てを修得することは不可能です。必要に応じ問題点を自分で見出し、自ら解決する習慣と能力を在学期間中に身につけてほしいものです。

動物関係の職種、特に動物看護師は教育の高水準化が求められ、また、ペットの健康や福祉等への関心も更に高まり、高度化、多様化する獣医療の現場では獣医師のみならず、スタッフ全員によるチーム獣医療の充実が求められています。平成元年（2019 年）6 月に、愛玩動物看護師法が成立し、チーム獣医療の中核をなす動物看護師が、国家資格となったのもその証でもあります。学院では令和 4 年の法の施行に伴い、愛玩動物看護師の養成所とするべく、動物看護学科を 3 年制とし、カリキュラム講師陣をさらに強化し、体制を整え新たな教室も設けたところです。同時に動物関連の他の資格も高水準化が求められます。学習には常に積極的な姿勢で取り組むように希望しています。

この学生便覧には諸君が入学してから卒業するまでの学生生活に必要な事項が数多く記載されています。また履修の手引き、学則、学生規定、関連諸規則なども含まれています。令和 6 年度（2024 年）4 月に本学院は開学 20 周年を迎え、1 年から 3 年次まで多くの学生が集います。学生便覧を熟読し、わからないこと、疑問点があれば教職員に気軽に相談し、勉学や学生生活に万全を期して下さい。これからは、諸君の学生生活そのものが、今後の学院の伝統になります。あらゆることに積極的に取り組み、充実した学生生活を送られるよう期待しています。

学院長 徳田 昭彦

目 次

新入生の諸君へ	
I 基本理念・教育目標	
〈基本理念〉〈教育目標〉	3
〈院訓〉	3
II 規則・規定	5
1 学 則	5
第 1 章 総 則	7
(名称)	7
(位置)	7
(目的)	7
(自己点検・評価)	7
第 2 章 組 織	7
(学科、修学年限、定員)	7
(教職員組織)	7
(図書室)	7
第 3 章 在学期間、学年、学期および休校日	7
(在学期間)	7
(学年)	7
(学期)	8
(休校日)	8
第 4 章 入学、再入学、編・転入学および学科の変更	8
(入学の時期)	8
(入学資格)	8
(入学の出願)	8
(入学者の選考)	8
(入学手続きおよび入学許可)	8
(再入学)	8
(編入学、転入学、学科変更)	8
第 5 章 教育課程および履修方法等	9
(1 年間の授業期間)	9
(教育課程)	9
(科目の授業時間および研修期間)	9
(科目履修および修了)	9
(他の専修学校等における授業科目の履修)	9
(成績の評価)	9
第 6 章 休学、退学および除籍	9
(休学)	9
(休学期間)	10

(復学)	10
(転校)	10
(退学)	10
(除籍)	10
(その他)	10
第 7 章 卒業	10
(卒業)	10
別表第 1 表 履修科目と配当年次	11
第 8 章 入学検定料、入学料および授業料等	14
(授業料等の金額)	14
(授業料の納入期間)	14
(授業料等の納付料徴収の猶予)	14
(既納の入学料および授業料等)	14
第 9 章 聴講生および科目履習生	14
(聴講生)	14
(科目履修生)	14
(聴講生等の取扱い)	14
第 10 章 賞 罰	15
(表彰)	15
(懲戒)	15
第 11 章 学院の開放等	15
第 12 章 雑則	15
2 学 生 規 定	17
1) 学生規定	19
第 1 章 教育指導	19
第 2 章 履修規定	19
第 3 章 試験規定	19
第 4 章 卒業および判定基準	19
第 5 章 学生生活管理	19
第 6 章 学生表彰	22
2) 履修規定	23
第 1 章 総則	23
第 2 章 授業科目	23
3 章 履修単位および履修方法	23
第 4 章 出欠席、遅刻、早退	23
第 5 章 成績及び単位の授与	24
第 6 章 再入学時の単位	24
3) 試験規定	25
3 図書利用規定	27
図書利用規定	29

附 則.....	30
4 個人情報保護規定	31
個人情報保護方針	33
Ⅲ 1 修 学	
1.) 履修の手引き	37
(1) 学期	37
(2) 履修一般.....	37
(3) 履修	37
(5) 卒業要件.....	39
別表第1表 履修科目と配当年次	40
別表第2表 履修科目の内容	43
2.) 単位の認定にかかわる出欠	50
3.) 科目履修終了の認定基準	50
4.) 再履修.....	50
2 就 職	53
1.) 就職について.....	55
2.) 資格の取得	55
3.) 就職先.....	57
3 学 生 生 活	59
1.) 学生生活上の心得	61
(1) 学則および規定について	61
(2) 事務室窓口取扱い時間	61
(3) 学生証・学生胸章	61
(4) 各種証明書	61
(5) 身分上の異動について	61
(6) 保証人の異動について	61
(7) 服装について	61
(8) 提出物について	61
(9) 欠席について	61
(10) 伝達、連絡	62
(11) 在学中の宿所（住所）について	62
(12) 動物飼育のための休校日の登校	62
(13) 学院内での喫煙および飲食について	64
(14) 学院内の美化について	60
(15) 通学について	62
(16) 交通事故に遭ったら	62
(17) 拾得物、落し物について	61
(18) 盗難について	61
(19) 動物の学院内持込みにについて	61
(20) 生活費について	61

(21) 各種勧誘について	61
(22) 競技会などへの参加	61
(23) 危機管理.....	61
(24) 授業中のパソコン使用について	63
(25) 学費の支払い	61
(26) 感染症に罹患した場合	61
(27) アルバイトについて	62
(28) 自己飼育動物の管理	62
(29) 学院への届出	62
(30) 横断歩道について	62
(31) 学内での飲食について.....	62
(32) 学院外での講師との交流について.....	64
(33) 下校時間について	62
(34) 災害時避難について	62
(35) その他	62
2.) 健康管理.....	63
(1) 保健室	63
(2) 定期健康診断	63
(3) 健康保険証について	63
3.) 保険について.....	63
4.) 相談窓口とハラスメント	64
5.) 学生納付料	64
6.) インターンシップ	65
(1) プレインターンシップ	65
(2) インターンシップ	65
7.) 動物飼育について	67
(1) 総論.....	67
(2) 本学院での飼育管理	67
(3) まとめ	69
(附 1) 飼育動物の譲渡	69
(附 2) 飼育動物死亡時の処置	69
8.) 海外研修について	69
9.) 動物介在活動.....	70
10.) 社会活動.....	70
4 年間行事.....	71
年間行事	75
5 専任教員・職員・講師一覧.....	71
専任教員・職員・講師一覧	79

I 基本理念、教育目標

〈 基 本 理 念 〉

生命を尊重し、動物と人間社会に真の絆を築き、
動物の保健・医療・福祉・愛護および適正飼養の分野に貢献できる人材の育成

〈 教 育 目 標 〉

- 1 命の尊厳を基盤に、動物の権利を尊重し、かつ豊かな人間性を養う。
- 2 動物の保健・医療・福祉・愛護および適正飼養にかかわる専門職としての知識、技術および態度を養う。
- 3 広い視野に立ち、生涯を通じ課題探求と問題解決力を養う。

〈 院 訓 〉

敬 天 尊 命

Ⅱ 規則、規定

1 学 則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この学校は九州動物学院（以下「本学院」という。）と称する。

(位置)

第 2 条 本学院は熊本市中央区本荘 6 丁目 16 番地 34 号に置く。

(目的)

第 3 条 本学院は、教育基本法および学校教育法の規定に基づき、生命を尊重し動物と人間社会に真の絆を築き、動物の保健医療及び福祉分野に貢献できる人材の養成を目的とする。

(自己点検・評価)

第 4 条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学院の目的および社会的使命を達成するため、本学院における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検および評価の実施に関し、必要な事項は別途定める。

第 2 章 組 織

(学科、修業年限、定員)

第 5 条 本学院の課程、学科および修業年限並びに定員は次の通りとする。

課 程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養専門課程	動物看護学科	3 年	2 0 人	6 0 人	昼間
	動物管理学科	2 年	2 0 人	4 0 人	昼間

2 令和 3 年度の入学生については従前の学則を適用する。

(教職員組織)

第 6 条 本学院に次の教職員をおく。

- (1) 学院長 1 人
- (2) 教員 4 人以上
- (3) 事務職員 1 人以上

2 学院長は職務を掌り所属教員を監督する。

(図書室)

第 7 条 本学院に付属図書室を置く。

2 付属図書室について必要な事項は別に定める。

第 3 章 在学期間、学年、学期および休校日

(在学期間)

第 8 条 学生は、動物看護学科では 6 年、動物管理学科では 4 年を超えて在学することはできない。

(学年)

第 9 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休校日)

第11条 休校日は次の通りとする。

- (1) 土曜日および日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 春期休校日(3月第1週から4月第1週まで)
 - (4) 開学記念日(4月7日)
 - (5) 夏期休校日(8月第3週から9月30日まで)
 - (6) 冬期休校日(12月第4週から1月第1週まで)
- 2 学院長は前項の規定に関わらず、特別に必要があると認めるときには、臨時に休校日を設け、または休校日を変更することができる。

第4章 入学、再入学、編・転入学および学科の変更

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学院に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者及び卒業見込みの者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程により、これに該当する学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (4) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験(旧：大学入学資格検定)に合格した者。
- (5) 前号に定める者の他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学院長が認めた者。

(入学の出願)

第14条 本学院に入学を志願する者は、指定の時期までに所定の書類に入学検定料を添えて、学院長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

- 2 選考による合格者の決定は学院長が行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第16条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学院長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第17条 本学院に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

(編入学、転入学、学科変更)

第18条 本学院に編入学、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当の能力を有すると認めたときに許可することができる。

- 2 学科変更を希望する者(動物看護学科と動物管理学科間の変更)があるときは、1学年後期終了時までに変更申請書を提出

しなければならない。審査の上、許可することができる。

3 前項のコース・学科変更に関する変更手数料およびその他の手続きは別に定める。

第 5 章 教育課程および履修方法等

(1 年間の授業期間)

第 19 条 1 年間の授業期間は定期試験の期間も含め 30 週以上にわたることを原則とする。

(教育課程)

第 20 条 本学院の教育課程は、各授業科目はすべて必須科目とし、これを各年次に配当し編成するものとする。

2 授業科目の種類および配当年次は、別表第 1 表の通りとする。

3 1 回の授業時間は 45 分とする。

4 別表第 1 表に定める授業時間数の 1 単位時間は 30 時間とし、卒業までに履修させる。

授業時間数は動物看護学科では 3600 時間、動物管理学科では 2400 時間以上とする。

第 21 条 本学院の専門課程の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合には次の通りとする。

2 講義および演習については原則として 15～30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 実験、実習および実技については原則として 30～45 時間までの時間の範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(科目の授業時間および研修期間)

第 22 条 各授業時間は、授業の方法、教育効果、授業時間外に必要な学習量等を考慮し、決定されている。これらの授業時間の 3 分の 2 以上に出席し、単位認定試験に合格した場合、当該科目を履修したものと単位を与える。

2 各学期の未履修科目に関しては、諸事情を勘案し、学院長が認めた学生に対し、別途定めた規則を適用する。

(科目履修および修了)

第 23 条 授業科目の履修が終了し、その試験に合格した者に科目履修の修了したことを認定する。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第 24 条 他の専修学校、大学などにおいて別表第 1 表に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時間数の 4 分の 1 を超えない範囲で当該課程における科目の履修とみなす。

(成績の評価)

第 25 条 成績の評価は、S、A、B、C および F の評語をもって表し、S、A、B および C を合格とする。

S：教員の指導、授業を殆ど完璧に理解（実技の場合は修得）している。

A：教員の指導、授業を大変良く理解（修得）している。

B：教員の指導、授業を良く理解（修得）している。

C：教員の指導、授業を最低限理解（修得）している。

F：教員の指導、授業を理解（修得）していない。

S～C 評価を合格とする。

F 評価をうけた者が再試験で合格した場合、C 評価とする。

第 6 章 休学、退学および除籍

(休学)

第 26 条 疾病その他やむを得ない事情により 30 日以上修学することができない時は、学院長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者について、学院長は学生に休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年間とする。ただし特別の理由がある場合は、学院長の許可を得て1年間を限度として休学期間の延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条の在学期間には算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその理由が消滅した場合、学院長の許可を得て復学することができる。

(転校)

第29条 他の学校等への入学または転校を志願する者は、学院長の許可を得なければならない。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、別に定めるところにより学院長の許可を得なければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一つに該当する者は、除籍されることがある。

(1) 第8条の規定により在学期間を超えた者。

(2) 第27条の規定により定められた休学期間を超え、なお復学することができない者。

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。

(5) 死亡した者および長期間にわたり行方不明の者。

(6) 定期試験あるいはその他の試験時不正を行った者。

(7) その他、飲酒運転および薬物乱用などの法律を犯す行為若しくは公序良俗に反する行為を行った者。

(その他)

第32条 第26条から第31条に関して必要な事項は、別途定める。

第7章 卒業

(卒業)

第33条 本学院に動物看護学科では3年、動物管理学科では2年以上在学し、別表第1表に示す所定の授業科目の履修修了者については、学院長が卒業を認定する。

2 学院長は前項の卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

3 本学院を卒業した者には専門士（文化教養専門課程）の称号を与える。

別表 第1表 2025 年度入学生（履修科目と配当年次）

1 動物看護学科

分野	履修科目	合計		1年次		2年次		3年次	
		履修時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30	1	30	1				
	動物形態機能学	150	5	60	2	90	3		
	動物繁殖学	30	1	30	1				
	動物行動学	30	1	30	1				
	動物栄養学	60	2	30	1	30	1		
	比較動物学	60	2			30	1	30	1
	動物看護関連法規	15	1			15	1		
	動物愛護・適正飼養関連法規	15	1			15	1		
基礎動物看護学	動物看護学概論	30	1	30	1				
	動物病理学	30	1			30	1		
	動物薬理学	60	2			30	1	30	1
	動物感染症学	90	3	60	2	30	1		
	公衆衛生学	60	2			30	1	30	1
臨床動物看護学	動物内科看護学	90	3	30	1	60	2		
	動物外科看護学	60	2			60	2		
	動物臨床看護学総論	30	1	30	1				
	動物臨床看護学各論	120	4	30	1	30	1	60	2
	動物臨床検査学	30	1	30	1				
	動物医療コミュニケーション	30	1			30	1		
愛護適正飼養学	愛玩動物学	60	2	30	1	30	1		
	人と動物の関係学	30	1	30	1				
	適正飼養指導論	60	2			60	2		
	動物生活環境学	30	1	30	1				
	ペット関連産業概論	30	1					30	1
実習	動物形態機能学実習	30	1	30	1				
	動物内科看護学実習	120	4	120	4				
	動物臨床検査学実習	60	2			60	2		
	動物外科看護学実習	105	4	45	2	60	2		
	動物臨床看護学実習	60	2			60	2		
	動物愛護・適正飼養実習	60	2	60	2				
	動物看護総合実習	180	6			180	6		
その他	動物理学療法	15	1	15	1				
	グリーフケア概論	30	1					30	1
	訓練学	120	4	30	1	30	1	60	2
	動物理学療法学	60	2					60	2
	動物理学療法学実習	60	2					60	2
	動物病院総合実習	120	4					120	4
	動物疼痛管理学	30	1					30	1
	幼歯動物看護学	15	1					15	1
	高歯動物看護学	15	1					15	1
	動物皮膚病学	30	1					30	1
	動物歯科学	30	1	30	1				
	愛玩動物飼養管理学	15	1	15	1				
	ペットアロママッサージ	60	2	30	1	30	1		
	分子遺伝学入門	30	1	30	1				
	海外研修掃除学	15	1	15	1				
	特別講義	30	1			30	1		
	飼育実習	90	3	90	3				
	英会話	15	1	15	1				
	パソコン	15	1	15	1				
	プレゼンテーションスキル	30	1					30	1
	コミュニケーショントレーニング	30	1					30	1
	ビジネスマナー	75	3	15	1	30	1	30	1
	ライセンス対策	75	3	15	1	30	1	30	1
	トリミング	240	8	120	4	120	4		
	統合演習	510	17					510	17
(a)	授業時間および単位数 小計	3600	126	1200	43	1200	40	1200	40

2 動物管理学科管理コース

分野	履修科目	合計		1年次		2年次	
		履修時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30	1	30	1		
	動物形態機能学	150	4	60	2	90	3
	動物行動学	30	1	30	1		
	動物栄養学	60	2	30	1	30	1
	比較動物学	30	1			30	1
基礎動物看護学	動物看護学概論	30	1	30	1		
	動物感染症学	60	2	30	1	30	1
	公衆衛生学	30	1			30	1
臨床動物看護	動物内科看護学	90	3	30	1	60	2
	動物外科看護学	60	2	60	2		
	動物臨床看護学総論	30	1	30	1		
	動物臨床看護学各論	60	2	30	1	30	1
	動物臨床検査学	30	1	30	1		
愛護適正飼養学	愛玩動物学	60	2	30	1	30	1
	人と動物の関係学	30	1			30	1
	動物生活環境学	30	1	30	1		
	ペット関連産業概論	30	1	30	1		
実習	動物形態機能学実習	30	1	30	1		
	動物内科看護学実習	120	4	120	4		
	動物外科看護学実習	60	2	60	2		
その他	訓練学	210	7	30	1	180	6
	販売学	30	1			30	1
	動物皮膚病学	30	1	30	1		
	動物歯科学	30	1	30	1		
	愛玩動物飼養管理学	15	1	15	1		
	ペットアロママッサージ	60	2	30	1	30	1
	分子遺伝学入門	30	1	30	1		
	海外研修掃除学	15	1	15	1		
	特別講義	30	1			30	1
	飼育実習	150	5	150	5		
	英会話	15	1	15	1		
	プレゼンテーションスキル	30	1			30	1
	パソコン	15	1	15	1		
	ビジネスマナー	45	2	15	1	30	1
	ライセンス対策	15	1	15	1		
	就職支援	30	1			30	1
	トリミング	480	16	120	4	360	12
	動物園等実習	120	4			120	4
(a)	授業時間および単位数 小計	2400	84	1200	44	1200	40

3 動物管理学科トリマーコース

分野	履修科目	合計		1年次		2年次	
		履修時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30	1	30	1		
	動物形態機能学	150	5	60	2	90	3
	動物行動学	30	1	30	1		
	動物栄養学	60	2	30	1	30	1
	比較動物学	30	1			30	1
基礎動物看護学	動物看護学概論	30	1	30	1		
	動物感染症学	60	2	30	1		
	公衆衛生学	30	1			30	1
臨床動物看護	動物内科看護学	90	3	30	1	60	2
	動物外科看護学	60	2	60	2		
	動物臨床看護学総論	30	1	30	1		
	動物臨床看護学各論	60	2	30	1	30	1
	動物臨床検査学	30	1	30	1		
愛玩動物飼養学	愛玩動物学	60	2	30	1	30	1
	人と動物の関係学	30	1			30	1
	動物生活環境学	30	1	30	1		
	ペット関連産業概論	30	1	30	1		
実習	動物形態機能学実習	30	1	30	1		
	動物内科看護学実習	120	4	120	4		
	動物外科看護学実習	60	2	60	2		
その他	訓練学	90	3	30	1	60	2
	販売学	30	1			30	1
	動物皮膚病学	30	1	30	1		
	動物歯科学	30	1	30	1		
	愛玩動物飼養管理学	15	1	15	1		
	ペットアロママッサージ	30	1	30	1		
	分子遺伝学入門	30	1	30	1		
	海外研修/掃除学	15	1	15	1		
	特別講義	30	1			30	1
	飼育実習	150	5	150	5		
	英会話	15	1	15	1		
	パソコン	15	1	15	1		
	ビジネスマナー	15	1	15	1		
	ライセンス対策	15	1	15	1		
	就職支援	30	1			30	1
	トリミング	840	28	120	4	720	24
(a)	授業時間および単位数 小計	2400	84	1200	44	1200	40

第 8 章 入学検定料、入学料および授業料等

(授業料等の金額)

第 34 条 本学院の入学検定料、入学料、授業料およびその他の費用の納入額は別表第 2 表の通りとする。

2 前項以外に必要な経費は、その都度徴収する。

(授業料の納入期間)

第 35 条 授業料等は定められた期日までに納入しなければならない。

(授業料等の納付料徴収の猶予)

第 36 条 経済的事由により授業料の納付が困難であつて、学業優秀かつやむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の徴収を猶予することができる。

2 徴収猶予を受けるためには、納付締切の 5 日前までに届出なければならない。

3 前項の他、授業料等の納付に関し、必要な事項は別途定める。

(既納の入学料および授業料等)

第 37 条 既納の入学料および入学後、納入した授業料等は如何なる理由があつてもこれを返還しない。

別表第 2 表

入学検定料	20,000 円
-------	----------

学納料一覧

区分	1 年次	2 年次	3 年次
入学料	100,000 円	—	—
授業料	600,000 円	600,000 円	600,000 円
施設設備費	100,000 円	100,000 円	100,000 円
施設維持費	100,000 円	100,000 円	100,000 円
健康管理費	50,000 円	50,000 円	50,000 円
実習費	150,000 円	150,000 円	150,000 円
校外実習費	100,000 円	100,000 円	100,000 円
合 計	1,200,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円

注) 1、2 年次は動物看護学科および動物管理学科、3 年次は動物看護学科

2 年次の海外研修費、各学年の教材費は実費

第 9 章 聴講生および科目履習生

(聴講生)

第 38 条 本学院所定の授業科目中、1 科目または複数科目について聴講を志願する者があるときは、学院教育に支障のない限り選考の上、聴講生として許可することができる。

2 前項の科目は講義のみで実験、実技および実習を含まない。

(科目履修生)

第 39 条 本学院所定の授業科目中、1 科目または複数の授業科目について履修志願する者があるときは、選考の上、科目履修生として許可することができる。

(聴講生等の取扱い)

第 40 条 聴講生および科目履修生に関し、必要な事項は別途定める。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第 41 条 学院長は、学生として讃えるに値する行為のあった者を表彰し、かつ特典を与えることができる。

2 必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第 42 条 学院長は、学院規則その他学生に関する諸規定に違反し、学生としての本分に違反する行為をした者は、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者。
- (4) 本学院の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反した者。
- (5) 本学院の名誉を著しく毀損した者。
- (6) 本学院に在学させることが不適当と認められる者。

第 11 章 学院の開放等

(学院の開放)

第 43 条 学院長は、地域社会と連携し開かれた学院とするため、教育上支障のない限りにおいて、公開講座の開設、教育施設および設備の使用等の学院開放事業を行うことができる。

第 12 章 雑則

第 44 条 この学院規則に定めるもののほか、この学院規則の施行に関し、必要な事項は、学院長が別途定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 学 生 規 定

1) 学生規定

第1章 教育指導

第1節 本学院の教育指導は理事長、学院長、講師および教職員によって行われる。

また学生に教育上の指導を行うため教務課が置かれている。

第2章 履修規定

(別にこれを定める)

第3章 試験規定

(別にこれを定める)

第4章 卒業および判定基準

評価基準

出席率	定期試験	成績評価	合否	進級、卒業判定
66.7%	100～90	S	合 格	すべての単位を 修得した者
	89～80	A		
	79～70	B		
	69～60	C		
	59～0	F	不合格	

規定の出席率を満たし、S～C評価の場合、単位は認定される。

第1条 卒業に必要な単位を修得している場合であっても学費が完納されていない場合、卒業の認定はされない。

第2条 卒業年度の3月31日を超え、単位未修得による卒業保留の場合は、次年度に前年次の全科目について再履修しなければならない。

第5章 学生生活管理

第1節

第1条 学生の健全な心身と正しい生活を守るため、教務課に担任制が設けられ、広く学生の生活と接した業務を取り扱う。

1. カウンセリング

学生にはいろいろな悩みや心配ごとが少なくない。そうした学生達の相談相手となり、その障害や苦悩を排除することを念願とし、全学生が明るい希望と勇気をもって学生生活を送ることができるように努める。

2. 保健衛生指導

若い時代は、とかく無理することが多い。ことに郷里から遠く離れた日常生活は体調不良をおこしやすい。健康に留意し、学業半ばで倒れることのないよう日頃から注意しなければならない。

3. 服装

学生としてふさわしくない服装は禁止する。なお、下駄、ヒールの高い靴などで学院内に立入ることは厳禁とする。

4.下記項目については支障が多いために禁止する。

- ①外来者が学院内で学生と面会すること
- ②外部から電話で学生の住所、電話番号等の問合せをすること
- ③外部から電話で学生を呼び出すこと
- ④自動車、二輪車で登院し、学院周辺の路上に無断駐車すること

5.下宿の紹介

県外などの学生のために入学時に事務局においてアパートなどを紹介している。希望者は直接アパートなどを見て可否をきめる。

6.就職の紹介

在学中に習得した学業が、卒業後の実務につながっている特色を生かし、就職先と緊密な連携をとり、相互に交流をはかり職業紹介を行っている。就職活動に対する指導は担任および全教職員で行っている。個人的な相談にも応じる。

7.その他の注意事項

遺失物、拾得物があれば事務局で保管する。学生は常に携帯品に注意する。もし事故のあった場合には事務局や担任に連絡する。

第2条 証明書の必要な場合は所定の手数料を納入し、発行願いを提出しなければならない。

- 1. 発行願はすべて学院所定の用紙を使用し、事務局に提出しなければならない。
- 2. 「除籍」になった者にはすべての証明書は発行できない。
- 3. 「欠席」は、病気などで止むを得ない事由によって休む場合もしくは休んだ場合、所定の欠席届を事務局に提出しなければならない。
- 4. 「休学」は、病気などで止むを得ない事由によって1ヶ月以上の長期にわたり修学のできない者は、その事由を証明する書類（医師の診断書など）を添付し事務局に提出し許可を得なければならない。
- 5. 「退学」は、事情によって退学しなければならない場合で、所定の退学届を事務局に提出して許可を得なければならない。
- 6. 「復学」は、休学者が復学する場合で、復学願いを事務局に提出して許可を得なければならない。
- 7. 「その他」本籍地の変更、改姓、改名等のあった場合は、戸籍抄本を添付し、また現住所、保証人等の変更があった場合は、事務局に10日以内に必ず届出をしなければならない。

第3条 本学院の学生には、法律で禁じられている麻薬や合成ドラッグの服用あるいは売買への関与は固く禁じる。違反した場合には直ちに退学とする。

第2節 学生証

第1条 本学院の学生は必ず本学院が発行する学生証を所持しなければならない。

- 1.1 年次初めに所定の学納金を完納した者に交付する。
- 2. 学生証は身分証明書も兼ねており、学生の身分を証明する重要なものである。大切に取扱い、貸与、譲渡、郵送してはならない。
- 3. 学生証は定期券購入時、試験、授業、その他必要に応じて提示しなければならない。
登下校時はもちろん、常に大切に携帯する必要がある。
- 4. 卒業、退学、除籍、休学、転校等の場合は学生証を返還しなければならない。

第2条 学生証の紛失、破損による再発行は事務局で行うが、手数料が必要である。

1. 破損、紛失による再発行手数料は3,000円

第3節 学納金の納入

第1条 授業料等の学納金納入は次の要領による。

1. 入学時の納入

- ① 入学金（入学時のみ）は試験合格後、指定した期日までに納入する。
- ② 学納金、教材費は入学前年度の3月末日までに納入する。

2.2 および3年次の学納金

- ① 2および3年次の学納金はその前年度の3月末日までに納入する。
- ② 2年次に海外研修費（実費）を納入する。

第2条 納入方法

1. 銀行にて振込みをする。
2. 納入についての相談は必ず納入期日前に事務局へ申し出ること。

第3条 納入上の特別な場合

1. 経済的に困窮する学生に対しては教育ローンによる学費の納入を認める。
2. 教育ローンについては事務局が窓口になっているので、詳細を尋ねる。

第4条 納入金の返還および不返還

納入済の入学選考料および入学金は返還しない。

授業料は当該前年度の3月末日までに退学の申し出があった場合には返還する。しかし4月1日以降は、一旦納入された入学金、学納金は返還しない。

第4節 掲示

第1条 学生に対しての通達及び連絡事項は、特に個人の件を除きすべて掲示あるいは担任による口答によって伝達される。見落とすことのない様に、学生は登下校の都度、必ず掲示板を見ることを義務づける。

学生が文書等を掲示する場合は、その責任者が事務局に届出で承認をうけ、指示する場所に掲示する。掲示期間は原則として1週間とする。掲示物は催事などのポスター類をいう。

第5節 学生行事

第1条 本学院の学校行事は次の通りである。

1. 入学式
2. 卒業式
3. 校外学習

- 4.海外研修
- 5.レクリエーション
- 6.学院祭

第6章 学生表彰

第1条 人物および学業成績において、特に優秀な者や皆勤した者は卒業時表彰する。

(付則)

1.出席は1時限を1回とする。2時限にわたる場合には2回。

2.遅刻、早退は必ず事務局と担当講師に申し出る。

遅刻 30分を超えるものは欠席扱いとする。早退は1時限の2/3 (60分) 以降とする。

3.遅刻、早退は3回で1回の欠席とする。

4.出席は総時間数の2/3以上とする。

5.本学院は前期、後期の2学期制である。前期に単位が取得できない場合でも、後期授業に進める。

進級、卒業の判定は年度末に行なう。

6.公認欠席（公欠）

①就職試験、会社訪問など学院が認めた場合（事前申請が必要）。

① 交通機関の事情（災害、ストなどは証明書の届出が必要）など。

② 葬儀：父母（7日間）、兄弟姉妹（3日間）、祖父母（3日間）、叔父叔母（2日間）遠隔地の者は移動に必要な日数を加算する。

③ 本人の居住する家屋が天災などの災害にあったとき。

④ その他学院が必要と認めた時、必要な期間。

(注)

1.公欠については必ず公欠届とそれを証明する文書を添付する。

2.病欠については診断書またはそれに準ずる文書を添付する。

この文書は進級および卒業判定時に参考資料として取り扱う。

しかし欠席が出席となるわけではなく、進級、卒業できるとは限らない。

3.学校保健安全法に定める「学校において予防すべき感染症」にかかったとき、あるいはその恐れあるときは出席を停止させるこ

とがある。医師の診断書で前記伝染病と判断された場合は、担任に連絡し登院を停止する。

2) 履修規定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生規定第2章に定める授業科目等の履修はすべてこの規定によるものとする。

第2章 授業科目

(授業科目の分野)

第2条 授業科目は基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護適正飼養学分野と実習およびその他とする。

第3章 履修単位および履修方法

(進級および卒業の要件)

第3条 本学院を進級および卒業するためには、1、2および3年間に在学し、進級および卒業に必要な所定の単位を修得しなければならない。

1.カリキュラムに示した科目はすべて必須科目である。

2.卒業に必要な単位数は学科およびコースによって異なる。動物看護学科では126単位以上、動物管理学科管理コースでは84単位以上、また動物管理学科トリマーコースでは84単位以上である。

※単位不足の場合、留年または卒業保留となる。

(単位数計算の基礎)

第4条 通常授業での各科目単位数の計算の基礎は次の通りとする。

1.講義科目および実習科目は15回(1時限90分授業)を1単位とする。

2.特別な講義および実習は、学則別表第1表1-3に示す通りの時間数と単位とする。

(授業科目の履修年次)

第5条 授業科目の履修年次は各学年およびコースで学科別に定める。

第4章 出欠席、遅刻、早退

(必要出席数)

第6条 各科目において、必要出席数は授業の3分の2(66.7%)以上である。

(遅刻、早退)

第7条 各授業において、授業開始後30分までを遅刻とし、30分以上は欠席とする。また各授業において授業開始60分以降を早退と

し、60 分以前は欠席とする。なお、遅刻、早退は3回をもって1回の欠席とする。

第5章 成績及び単位の授与

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修した者には、原則、試験の上、成績を判定し単位を与える。

(成績の判定)

第9条 成績は本学院の試験規定により実施される。

定期試験（追・再試を含む）の成績と出席率、授業態度、レポート並びに課題の成績を総合的に考慮して判定される。

(成績評価の基準)

第10条 成績の評価は次の5段階とし、合格者のみに単位を与える。

S…100～90 点	}	合格
A…89～80 点		
B…79～70 点		
C…69～60 点		
F…59～0 点	—	不合格

(試験による不正行為)

第11条 試験において不正行為があったと判断された場合、その定期試験におけるすべての科目に単位を与えない。

第6章 再入学時の単位

(再入学の履修単位)

第12条 再入学を許可された者については、既履修単位は無効とする。

3) 試験規定

(総則)

第1条 学生規定第3章に定める試験などの実施はすべてこの規定によるものとする。

(試験の種類)

第2条 前条に定める試験は定期試験と臨時試験とする。

(定期試験)

第3条 学期末に定期的に行う試験を定期試験という。

2.定期試験は授業を行った全科目について、学期ごとに行う。

3.定期試験を受けるときは、必ず学生証を持参し、提示する。

(臨時試験)

第4条 授業担当教員が必要と認めたとき、定期試験以外に行う試験を臨時試験という。

(追試験)

第5条 病気その他やむを得ない理由で所定の日に定期試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことがある。

2.追試験を受ける者は定期試験を受けることが出来なかったことを証明するに足る医師の診断書、その他、詳細な理由書を教務課に提出し、追試験をうける。

3.追試験の評価は第9条に定めるB評価をこえない。

(再試験)

第6条 1.定期試験の評価が不合格の科目については再試験を行うことがある。

2.再試験の評価は第9条に定めるC評価をこえない

3.再試験を受ける者は所定の申込書に各科目名を記し、1科目 5,000 円の再試験料を納入すること。

(試験の受験資格)

第7条 1.次のいずれかに該当する者は定期試験の受験資格を失う場合がある。

①当該科目の出席日数が2/3に満たない者

②平常授業内での課題未提出者

③授業料その外の学納金未納者

2.前項に該当する者の中で、教務課が認める正当な理由がなく、成業の見込みがない者については退学または除籍処分にする場合がある。

3.休学中の者は受験資格がない。

(試験の方法)

第8条 試験は筆記試験、口頭試験または実技試験を行うが科目によっては、レポートまたは課題提出によって試験に代えることがある。

(成績の評価)

第 9 条 各科目について出席率、授業態度、臨時および定期試験の成績、レポート並びに課題の成績を総合的に勘案し、次項に定める 5 段階評価とする。

2.S.A.B.Cを合格としFを不合格とする。

S…100～90 点	}	合格
A…89～80 点		
B…79～70 点		
C…69～60 点		
F…59～0 点	—	不合格

(試験に関する注意事項)

第 10 条 試験については次の事項を守らなければならない。

- 1.試験場では、学生証を携帯し、監督者の点検をうけねばならない。
- 2.試験場では、静粛にし、私語は禁止する。
- 3.試験場では、一切の物品の貸借を許さない。
用具その他はすべて自分のものを使用しなければならない。
- 4.試験場では、学生証、筆記具および時計以外は机上におくことは許されない。ただし、その試験で持込みの許された範囲内の参考書、資料などがある場合には、この限りではない。
- 5.すべての定期試験において試験実施日に指定された期日、時間以後は受験できない。試験開始後の入場および退場についてはその都度監督者の指示に従う。
- 6.試験開始から 30 分以上の遅刻は通常授業と同様に欠席となる。ただし、交通機関の延滞による場合には延滞証明書の提示により、受験を認める場合がある。
- 7.試験中不正行為をしたと判断される場合、退室を命じ、すべての科目の単位を与えない。
- 8.事故や公欠等のやむを得ない理由で受験できなかった者は、本学院所定の欠席届に必要な事項を記入し、事由を証明する書類（診断書、事故証明書、就職活動に費やしたための証明書など）を添付して、速やかに事務局に提出しなければならない。
- 9.その他必要事項については、その都度掲示などによって指示する。

3 図書利用規定

1.図書利用規定

(趣旨)

第1条 九州動物学院図書室（以下「図書室」という）の利用等に関する事項は、この規定の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書室を利用することができる者は、次の者とする。

1. 九州動物学院（以下「本学院」という）の学生
2. 本学院の非常勤講師、職員
3. その他学院長が許可した者

(利用証)

第3条 前条に規定する利用者が図書室を利用しようとするときは、利用資格を有する「学生証」、または「身分証明証」の提示をしなければならない。

(休室日および開室時間)

第4条 図書室の休室日は、次のとおりとする。

1. 土曜日、日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3. 本学院の休日

2 図書室の開室時間は次のとおりとする。

曜 日	時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分

3 学院長は必要により前項に規定する休室日もしくは開室時間を変更し、または臨時に休室日もしくは開室時間を定めることができる。

(室内利用)

第5条 図書室に備えてある図書は、原則として室内において自由に利用することができる。

2 規定された利用者以外の者が図書室を利用しようとする時は、職員室において所定の手続きを経なければならない。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用者は、職員の指示および室内掲示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

1. 静粛を保ち、音読、雑談等をしないこと。
2. 図書室を会合、睡眠、飲食等の場所に利用しないこと。
3. その他図書室内の秩序を乱す行為をしないこと。

2 図書室内において利用した図書は、所定の位置に返納しなければならない。

(室外貸出)

第7条 図書室外への貸出は、一般貸出および研究・卒論用貸出の二種類に分ける。

2 卒論集、雑誌および学院長が指定する禁帯出の図書は、一般貸出の対象から除外する。

3 図書の室外貸出を許可された者は当該図書を他に転貸してはならない。

(一般貸出)

第8条 一般貸出を受けようとする者は、図書室の所定の手続きを経なければならない。

- 2 一般貸出をすることができる図書の冊数および貸出期間は次のとおりとする。ただし、学院長が必要と認めたときは、この限りでない。

区 分	冊 数	貸出期間
本学院生	3冊	1週間
非 常 勤 講 師 ・ 職 員	5冊	2週間

- 3 一般貸出図書の貸出中にその図書の貸出しの申込みがあったときは、所定の手続きを経て、貸出しの予約を受け付けることができる。
- 4 一般貸出図書を借り受けたものは、その貸出期間内に返納しなければならない。ただし、学院長が必要と認めた場合は、当該図書を貸出期間中であっても返納させることができる。
- 5 資格試験に関する図書は、試験1ヵ月前より図書室内閲覧のみに限定する。
- 6 資料類（卒業論文など）は室外への持ち出しを禁止する。

（貸出手続き）

第9条 一般貸出および研究・卒論用貸出の手続きは学院長が認める職員によって、以下に定めた時間内に行うものとする。

曜 日	時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分

- 2 図書に添付している図書カードに月日、著書名、借受者の氏名、返却予定日を記入の上、職員室へ届ける。
- 3 返却する場合は、貸出図書を職員室まで持ってきて、図書カードに返却日を記入し、図書に添付後図書室の棚ヘラベリグ順に並べること。

（文献の複写）

第10条 図書を複写しようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。

（弁償義務）

第11条 故意または過失により施設、設備を損傷した場合、図書等を紛失、もしくは破損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年9月11日から施行する。

4 個人情報保護規定

1. 個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）

本学院では、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に適用される法令およびその他の規範を遵守します。

本学院入学時に学生および保護者の情報を収集するので協力をお願いします。得られた情報は以下の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

(1) 個人情報の取得について

本学院は学生の教育および職員の適正な管理のために適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用について

①本学院は、個人情報を取得する際に示した利用目的の範囲内で、教育および業務遂行上必要なものに限り利用します（別表）。

②本学院は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(3) 個人情報の第三者提供

本学院は法令に定める場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供しません。

(4) 個人情報の管理

①本学院は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する為に適正な措置を講じます。

②本学院は個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止する為、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

③本学院は、個人情報の持ち出しや外部への送信などにより漏洩させません。

(5) 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去

本学院は、本人が自己の個人情報について開示訂正、利用停止、消去などを求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、速やかに対応します。

(6) 体制

①本学院は個人情報の適正な管理を実施します。

②本学院は、職員などに対し、個人情報の保護および適正な管理方法を周知し日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

（別表）

学生・保護者の個人情報の利用

個人情報の種類	主な利用目的
高校の調査書および成績証明書など	入試、入学資料、受験手続
学生カード（学生の氏名、生年月日、住所など）	学生簿の作成、入学手続き、連絡など
学生加入保険	保険加入のため
健康診断記録	健康状況の把握、学校健康法の規定、外部実習の資料
保護者の連絡先の住所、電話番号など	連絡のため
学生の実習記録、実習データ、レポート、答案用紙など	教育指導および評価、実習学習の効果を高めるため
学生の履修科目、成績、出席率	科目履修終了の可否判断
授業料などの納入状況	支払いの依頼を行うため
就職に関する情報（進路希望、就職など）	進路指導
資格試験に関する情報	資格取得試験の準備および手続き
卒業時の名簿（氏名、連絡先など）	就職支援のための資料
成績証明書	就職、進学、その他本人の要望に応えるため

]

Ⅲ 1 修 学

1.) 履修の手引き

(1) 学期

本学院ではセメスター制度を採用しています。

セメスター制度とは1学年複数学期制の授業形態です。通年制（一つの授業を1年間を通して実施）の前期、後期などと異なり、一つの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。本学院では1年間を2セメスターとし、2年間で4セメスター制をとっています。

(2) 履修一般

科目の構成

① 動物看護学科

授業科目は基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護適正飼養学分野と実習およびその他に分けられ、愛玩動物看護師養成所のカリキュラムに指定されたすべての科目を含み、さらに本学院で準備したその他の科目に分けられています。別表第1表の1を参照して下さい。

②動物管理学科

動物管理学科では動物を取り扱う上で必要な知識技術をすべて学びます。

本学科は動物管理コースとトリマーコースの2つに分けられています。トリマーコースではトリミングの時間が多いので、管理コースで履修する多くの科目が受講できないことになります。別表第1表の2および3を参照して下さい。

- ② 本学院を卒業するためには2～3年以上在学し、定められた単位（動物看護学科126単位/3600時間以上、動物管理学科管理コース84単位/2400時間以上、動物管理学科トリマーコース84単位/2400時間以上）を取得しなければなりません。単位とは学習の量を示す目安となるもので、この修得単位数によって卒業資格の有無が判定されます。本学院の講義は45分を基準に、90分（2時間）を授業単位としています。講義では15～30時間、実習では30～45時間がそれぞれ1単位となります。時間数の少ない科目では皆さんが15～30時間学院で学んだ以外に15～30時間予習、復習をするものとして学習量を定め、これを1単位としています。皆さんの自主的な学習が前提となっています。

(3) 履修

①履修計画

履修計画はオリエンテーション時に説明しましたが、その他に学生便覧に記載されている別表1表（1.2および3）の履修科目と配当年次、別表第2表履修科目の内容およびシラバスなどを参照にしてどのような内容で、どの位の時間学ぶのか理解して下さい。履修科目は、学習を計画的に進めるために科目を年次的に配分しています。また授業内容の進捗状況については、別に準備されている、シラバスを参照して下さい。

②授業

授業の時間割は学生に配布されます。また時間割の変更についてはその都度、所定の場所（事務室前および関連教室）に掲示します。

③休講

担当教員にやむを得ない事情が発生した場合などで講義を休むことがあります。休講の場合には、所定の場所に掲示します。

④臨時休校（講）

i.非常変災休校（講）措置の基準

前日あるいは当日の気象状況から判断します。最終的には当日の午前6時のNHKニュース、熊本気象台発表の情報に基づいて学院長が決定します。次のような場合休校（講）となります。

イ.公共交通機関が運行停止になった場合

- ロ.熊本県熊本地方（熊本市）に暴風雨警報発令中の場合
- ハ.その他、学生の安全が憂慮される不測の事態が生じた場合

ii.緊急連絡の確認方法

- イ.電話連絡 又は登録されているメールアドレス及びライン等 SNS への配信
- ロ.電話による学校への問合せ

⑤単位認定試験

科目履修の終了を認定するため、前期と後期末に定期試験、および臨時試験を行います。その他、追試験、再試験、ときにレポート提出が行われます。

i.定期試験

各学期末に期間を定めて行う試験です。休学、停学中の者は試験を受けることが出来ません。定期試験を正当な理由なく欠席した者は、定期試験は 0 点として扱われます。また科目担当教員の意見をふまえ当該学期中に追試験の機会を与えることがあります。

ii.臨時試験

授業担当教員が必要と認めたとき、定期試験以外に行う試験です。

iii.追試験

定期試験を病気、忌引き、交通事故などやむを得ない理由で欠席した者に対して行う試験です。欠席した者は直ちに職員室へ届け出て下さい。試験日は、科目担当教員と相談し職員室から指定します。追試験料は 1 科目 500 円 とします。

iv.再試験

定期試験および追試験の不合格者について行われる試験です。再試験は、当該科目担当教員が必要と認めた場合に限り行うことがあります。再試験日は、担当教員と相談し職員室から指定します。再試験料は 1 科目 5,000 円 とします。

v.単位認定試験の受験について

次に該当する者は、試験をうけることができません。

- ・休学、停学中の者、また次のいずれかに該当する者は、定期試験の受験資格を失う場合があります。
- ・当該科目の出席が出席時間数の 2/3 に満たない者
- ・納付期限までに授業料などの学納金が未納の者（学納金分納の認められている者を除く）
- ・学生証を携帯していない者

試験の際、学生証は必ず机上に提示しなければなりません。

座席が指定されているときには、その指定された座席で受験しなければなりません。

試験開始後 30 分以上遅刻した者は受験できません。

試験開始後 30 分を経過しなければ退出できません。

試験場においては、必ず監督者の指示に従わねばなりません。特に携帯電話の電源は必ず切ること。

試験に関して不明な点は事務局にたずねて下さい。

⑥評価

- i.成績の評価は、科目担当教員による試験（筆記、口答、実技など）、レポート、出席状況および授業中の態度などに基づいて総合的に下記のような基準で行われます。

100～90 点 (S) 教員の指導、授業を殆んど完璧に理解（実技の場合は修得）している。

89～80 点 (A) 教員の指導、授業を大変良く理解（修得）している。

79～70 点 (B) 教員の指導、授業を良く理解（修得）している。

69～60 点 (C) 教員の指導、授業を最低限理解（修得）している。

59～0 点 (F) 教員の指導、授業を理解（修得）していない。

S、A、B および C 評価を合格とする。

D 評価をうけた者が再試験で合格した場合、C 評価とする。

ii.成績優秀者の表彰

卒業要件をすべて満たし、在学期間を通して学業成績が優秀と認められる者には卒業時、九州動物学院最優秀賞、および優秀賞を与えて表彰します。学院内外の活動で著しい成果をあげた者もボランティア活動功労賞を与えて表彰します。皆勤した者には、皆勤賞が与えられます。なお、成績優秀者賞には賞金が附与しています。

(5) 卒業要件

本学院の履修科目の名称と科目については、「履修科目別の授業時間、単位と配当年次」に示す通りです。すべての科目は必須となっています。

卒業要件は、学院に2～3年間以上在学し、動物看護学科では126単位以上、管理学科管理コースでは84単位以上、また管理学科トリマーコースでは84単位以上習得が必要となります。

別表 第1表 2024 年度入学生（履修科目と配当年次）

1 動物看護学科

分野	履修科目	合計		1年次		2年次		3年次	
		履修時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30	1	30	1				
	動物形態機能学	150	5	60	2	90	3		
	動物繁殖学	30	1	30	1				
	動物行動学	30	1	30	1				
	動物栄養学	60	2	30	1	30	1		
	比較動物学	60	2			30	1	30	1
	動物看護関連法規	15	1			15	1		
	動物愛護・適正飼養関連法規	15	1			15	1		
基礎動物看護学	動物看護学概論	30	1	30	1				
	動物病理学	30	1			30	1		
	動物薬理学	60	2			30	1	30	1
	動物感染症学	90	3	60	2	30	1		
	公衆衛生学	60	2			30	1	30	1
臨床動物看護学	動物内科看護学	90	3	30	1	60	2		
	動物外科看護学	60	2			60	2		
	動物臨床看護学総論	30	1	30	1				
	動物臨床看護学各論	120	4	30	1	30	1	60	2
	動物臨床検査学	30	1	30	1				
	動物医療コミュニケーション	30	1			30	1		
愛護適正飼養学	愛玩動物学	60	2	30	1	30	1		
	人と動物の関係学	30	1	30	1				
	適正飼養指導論	60	2			60	2		
	動物生活環境学	30	1	30	1				
	ペット関連産業概論	30	1					30	1
実習	動物形態機能学実習	30	1	30	1				
	動物内科看護学実習	120	4	120	4				
	動物臨床検査学実習	60	2			60	2		
	動物外科看護学実習	105	4	45	2	60	2		
	動物臨床看護学実習	60	2			60	2		
	動物愛護・適正飼養実習	60	2	60	2				
	動物看護総合実習	180	6			180	6		
その他	動物理学療法	15	1	15	1				
	グリーフケア概論	30	1					30	1
	訓練学	120	4	30	1	30	1	60	2
	動物理学療法学	60	2					60	2
	動物理学療法学実習	60	2					60	2
	動物病院総合実習	120	4					120	4
	動物疼痛管理学	30	1					30	1
	高齢動物看護学	15	1					15	1
	高齢動物看護学	15	1					15	1
	動物皮膚病学	30	1					30	1
	動物歯科学	30	1	30	1				
	愛玩動物飼養管理学	15	1	15	1				
	ペットアロママッサージ	60	2	30	1	30	1		
	分子遺伝学入門	30	1	30	1				
	海外研修掃除学	15	1	15	1				
	特別講義	30	1			30	1		
	飼育実習	90	3	90	3				
	英会話	15	1	15	1				
	パソコン	15	1	15	1				
	プレゼンテーションスキル	30	1					30	1
	コミュニケーショントレーニング	30	1					30	1
	ビジネスマナー	75	3	15	1	30	1	30	1
	ライセンス対策	75	3	15	1	30	1	30	1
	トリミング	240	8	120	4	120	4		
	統合演習	510	17					510	17
(a)	授業時間および単位数 小計	3600	126	1200	43	1200	40	1200	40

2 動物管理学科管理コース

分野	履修科目	合計		1年次		2年次	
		履修時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30	1	30	1		
	動物形態機能学	150	4	60	2	90	3
	動物行動学	30	1	30	1		
	動物栄養学	60	2	30	1	30	1
	比較動物学	30	1			30	1
基礎動物看護学	動物看護学概論	30	1	30	1		
	動物感染症学	60	2	30	1	30	1
	公衆衛生学	30	1			30	1
臨床動物看護学	動物内科看護学	90	3	30	1	60	2
	動物外科看護学	60	2	60	2		
	動物臨床看護学総論	30	1	30	1		
	動物臨床看護学各論	60	2	30	1	30	1
	動物臨床検査学	30	1	30	1		
愛護適正飼養学	愛玩動物学	60	2	30	1	30	1
	人と動物の関係学	30	1			30	1
	動物生活環境学	30	1	30	1		
	ペット関連産業概論	30	1	30	1		
実習	動物形態機能学実習	30	1	30	1		
	動物内科看護学実習	120	4	120	4		
	動物外科看護学実習	60	2	60	2		
その他	訓練学	210	7	30	1	180	6
	販売学	30	1			30	1
	動物皮膚病学	30	1	30	1		
	動物歯科学	30	1	30	1		
	愛玩動物飼養管理学	15	1	15	1		
	ペットアロママッサージ	60	2	30	1	30	1
	分子遺伝学入門	30	1	30	1		
	海外研修/掃除学	15	1	15	1		
	特別講義	30	1			30	1
	飼育実習	150	5	150	5		
	英会話	15	1	15	1		
	プレゼンテーションスキル	30	1			30	1
	パソコン	15	1	15	1		
	ビジネスマナー	15	1	15	1	30	1
	ライセンス対策	15	1	15	1		
	就職支援	30	1			30	1
	トリミング	480	16	120	4	360	12
	動物園等実習	120	4			120	4
(a)	授業時間および単位数 小計	2400	84	1200	44	1200	40

3 動物管理学科トリマーコース

分野	履修科目	合計		1年次		2年次	
		履修時間	単位	授業時間	単位	授業時間	単位
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30	1	30	1		
	動物形態機能学	150	5	60	2	90	3
	動物行動学	30	1	30	1		
	動物栄養学	60	2	30	1	30	1
	比較動物学	30	1			30	1
基礎動物看護学	動物看護学概論	30	1	30	1		
	動物感染症学	60	2	30	1		
	公衆衛生学	30	1			30	1
臨床動物看護学	動物内科看護学	90	3	30	1	60	2
	動物外科看護学	60	2	60	2		
	動物臨床看護学総論	30	1	30	1		
	動物臨床看護学各論	60	2	30	1	30	1
	動物臨床検査学	30	1	30	1		
愛玩動物飼養学	愛玩動物学	60	2	30	1	30	1
	人と動物の関係学	30	1			30	1
	動物生活環境学	30	1	30	1		
	ペット関連産業概論	30	1	30	1		
実習	動物形態機能学実習	30	1	30	1		
	動物内科看護学実習	120	4	120	4		
	動物外科看護学実習	60	2	60	2		
その他	訓練学	90	3	30	1	60	2
	販売学	30	1			30	1
	動物皮膚病学	30	1	30	1		
	動物歯科学	30	1	30	1		
	愛玩動物飼養管理学	15	1	15	1		
	ペットアロママッサージ	30	1	30	1		
	分子遺伝学入門	30	1	30	1		
	海外研修/掃除学	15	1	15	1		
	特別講義	30	1			30	1
	飼育実習	150	5	150	5		
	英会話	15	1	15	1		
	パソコン	15	1	15	1		
	ビジネスマナー	15	1	15	1		
	ライセンス対策	15	1	15	1		
	就職支援	30	1			30	1
	トリミング	840	28	120	4	720	24
(a) 授業時間および単位数 小計		2400	84	1200	44	1200	40

別表第2表 履修科目の内容

分類	履修科目	授業の内容
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	生命倫理の考え方及び動物愛護・動物福祉（アニマルウェルフェア）について学び獣医療、動物愛護、動物福祉、社会奉仕などの分野に動物看護師として貢献 するうえで必要な基本理念としての動物福祉の考え方を理解する。人間社会に おける動物の取り扱いに関する考え方と、それらに影響する要因、および様々な実践的活動について理解する。
	動物形態機能学	動物の生命維持の仕組みがどのようにになっているかを解剖学、生理学、生化学、免疫学の面から学び、生命体としての動物を理解する とともに病的状態の動物について学ぶ基盤を確立することを目標とする。
	動物繁殖学	繁殖は動物が存続する上で欠かせないものであり、雌雄がそれぞれ成長して生殖能力を有し受精により新たな個体（生命）が誕生する神秘的な営みである。本科目では主にイヌやネコの雌雄の生殖器の構造と機能、性行動および発情・交尾・妊娠・分娩の過程を学ぶ。さらに正常な分娩の前兆、生理的变化と異常分娩時における助産について学ぶ。
	動物行動学	様々な動物種について、それぞれの種に特有な、あるいは種を超えて共通する行動様式と行動の発現機序、問題行動の原因と対処、予防法を学ぶ。動物福祉に配慮した飼養管理や獣医療を実施するための基礎となる考え方を身につけるとともに、問題行動への対処や予防に必要な知識を修得する。
	動物栄養学	6大栄養素の種類、構造、生理作用を理解し、犬猫に栄養特性、ライフステージを理解し、その栄養管理について理解する。健康状態、ライフステージ別、疾病時のエネルギー要求量を理解し、その要求量の算定式を修得する。ペットフードの種類、原料、製造方法、保存方法等および法令の概要を理解する。栄養補助・管理が必要な主要疾患の病態を理解し、栄養管理技術の理論を理解 する。
	比較動物学	飼育動物や野生動物の概要を理解するとともに、産業動物の歴史や品種、飼養管理法、実験動物の品種や飼育管理法、動物実験との関わり、日本の野生動物の種類と保全、動物園などの展示動物について学ぶ。人間社会に関わりの深ささまざまな動物種（伴侶動物、産業動物、実験動物）の分類学的、解剖学のおよび生理学的特徴を学習する。また動物種ごとおよび品種ごとの飼養管理、ライフステージごとの飼養管理について理解する。
	動物看護関連法規	動物看護師は、獣医療の高度化・多様化とこれらに対する社会的ニーズの高まりに的確に対応する動物看護を提供していくことが求められる。そのためには動物看護師は、動物看護のあらゆる場において主体的に考え、適切な動物看護を提供する能力を備えている必要がある。このような動物看護専門職としての社会的責務を自覚するとともに、動物看護師としての職業意識や価値観の形成をめざす。
	動物愛護・適正飼養関連法規	動物の愛護及び適正飼養に関連する様々な法規について学び、人と動物の共生のあり方等を理解する。動物の支援に関わる動物看護師として、動物関連法規について知り、その中に動物看護を位置づけてとらえる。また、広く動物や環境に関する法規を学ぶことを通じて、これらに対する関心と理解を深め、さらに社会へと視野を広げていくことを目指す。

分類	履修科目	授業の内容
基礎 動物 看護 学	動物看護学概論	実践的な動物看護学を学ぶ前に、その基礎となる概念についての理解、さらには様々な動物看護活動の場についての理解や、他職種との関連において動物看護の果たす役割についての理解を修得する。獣医療の歴史や愛玩動物看護師の職業倫理について学び、専門職としての社会的責務を理解し職業意識を形成する。
	動物病理学	さまざまな疾病がもたらす生体の変化について学び、病的状態を理解するための基盤を修得する。それを基に、病的刺激に対する細胞傷害と物質代謝異常、細胞の死、細胞の適応、組織の再生と修復、循環障害、炎症、生体防衛反応、腫瘍、先天異常について理解する。
	動物薬理学	動物の疾病の治療や診断に用いる薬が作用する過程を理解するために、対象疾患の病態、代表的な治療薬の薬理作用、機序、臨床応用および副作用を学ぶ。また、薬物の体内動態、代謝、排泄に関する基礎知識を、動物種差を含めて修得する。
	動物感染症学 (総論・微生物学)	細菌、ウイルスおよび真菌による動物の感染症について、病因と宿主域、感染と伝播様式および感染症の成立要因などの疫学的理解、症状と生体防御などの病態変化、さらに診断と予防・治療法などの感染症対策に関する知識を修得するとともに、動物感染症の制御に関わる関連法規を学ぶ。
	動物感染症学 (寄生虫学)	動物をとりまく環境と寄生虫の関係について理解し、寄生虫の生物学的な特徴や寄生虫症についての基本的な基礎知識を修得するとともに、その予防対策や制御に応用できる基礎を築く。
	動物感染症学 (病原体・衛生管理学)	病原体の正確な知識を学び、個々の動物の生命と健康の維持に障害を及ぼす病原体の知識をもとに、これらの病原体によって引き起こされる感染症をどのように予防するかを考える。その中でワクチンについても理解し、動物を健康に管理する知識を身につける。また、感染症の予防の重要性を飼い主に伝えられるようになる。
	公衆衛生学	環境及び食品衛生、疫学、人獣共通感染症について学び、人の健康の維持・増進や疾病予防への応用について理解する。ヒトと動物を取り巻く社会環境の変化に対応できる知識を身につけ、疾病予防、健康の維持・増進について関連業務に於いてその必要性や方法について明確に理解する。

分類	履修科目	授業の内容
臨床動物看護学	動物内科看護学	疾病に伴う多様な機能障害について、それを引き起こす疾患ならびにその病態生理を理解し、さらに症状や必要な処置、治療に関する基本的な知識を修得する。そして得た知識を基に各々の機能障害を持つ動物に対してどのような内容の看護を提供すべきか評価・判断した上で、実践方法を導き出せる思考を修得する。内科診療の補助に必要な基礎知識を学び、身体検査、採血、投薬、輸液、輸血、画像診断に必要な検査、所見の記録等について理解する。
	動物外科看護学	動物への外科的治療を補助するために必要な基礎知識を学び、その知識に裏付けられた外科看護技術を修得する。特に術前準備から術中補助、術後管理まで系統的に理解し、理論的で安全な手術実施のための援助技術に関わる知識を修得する。
	動物臨床看護学総論	疾病に伴う多様な機能障害について、それを引き起こす疾患ならびにその病態生理を理解し、さらに症状や必要な処置、治療に関する基本的な知識を修得する。そして得た知識を基に各々の機能障害を持つ動物に対してどのような内容の看護を提供すべきか評価・判断した上で、実践方法を導き出せる思考を修得する。
	動物臨床検査学	様々な疾患の病態生理を理解し、それによって引き起こされる症状や必要な処置、治療に関する基本的な知識を学ぶ。各々の機能障害を持つ動物に対してどのような看護を提供すべきか、評価と介入の方法について理解する。臨床現場で実施されている様々な臨床検査の原理、方法ならびに意義を理解する。検体や測定機器の正しい扱い方を修得し、所見の記録方法についても修得する。
	動物医療コミュニケーション	事前問診、入院動物の容態説明、院内における他のスタッフとのコミュニケーションの基礎について理解する。

分類	履修科目	授業の内容
愛 護 ・ 適 正 飼 養 学	愛玩動物学	愛玩動物の歴史や品種、使役動物の歴史や役割、適切な飼育管理方法について理解する。犬種、猫種によるちがいとその飼育目的を理解し、それぞれの特徴とその目的を学ぶ。家畜化された以降の歴史、文学、芸術上に現れた人間との関係、各種の特徴、行動、役用犬の役割、猫の特性、飼育、しつけ健康管理を理解する。また小鳥、ウサギ、ハムスター、モルモット、フェレット、小鳥の生態や飼育方法を学び、イヌとネコの違いを比較し、その種本来の習性に則した飼育、看護方法に反映することを目的とする。
	人と動物の関係学	動物が人間社会において果たしている多面的な役割とその背景について知り、人と動物の関係に関する歴史的、そして現在における心理学的・社会的側面 の全体像を理解する。また、動物介在活動・療法・教育や、現在における使役 犬の代表である身体障害者補助犬の現状と効果について理解する。
	適正飼養指導論	愛玩動物の効用や飼育目的等を理解した上で、適正飼養の推進活動、災害時の危機管 理のあり方、動物愛護管理行政の仕組みについて理解する。
	動物生活環境学	動物の行動様式を理解した上で、家庭等における飼育環境の整備、ペット共生住宅、 ペットツーリズム関連施設、ドッグラン、保護収容施設、ペットの教育・訓練施設及び 動物介在教育施設の整備及び管理運営の方法、リスクアセスメントやマナーについて学 び、人とペットとの共生のための生活環境のあり方を理解する。
	ペット関連産業概論	ペット関連産業に従事する者としての職業倫理・行動倫理を理解するとともに、ペッ ト飼育のニーズや形態、ペット関連産業を構成する業種の概要、動物取扱業における動 物取扱責任者としての実践的知識や手法を学ぶ。

分類	履修科目	授業の内容
実 習	動物形態機能学実習	動物の身体の形態と機能を、骨格標本や臓器模型、主要臓器の組織像などを通じて学 ぶ。運動器、内臓器官の配置、生殖器の雌雄差について理解する。また顕微鏡の取扱いについて学び、組織像を理解する。
	動物内科看護学実習	内科診療に必要な手技など、動物内科看護学で学んだ知識の実践力を修得する。身体検査（全身検査、バイタルサインの評価）、診察補助、輸液・輸血、マイクロチップに関わる技術、生体検査等ができるように学ぶ。
	動物臨床検査学実習	全体目標 臨床現場で実施される代表的な検体検査と生体検査について、使用する機材 や準備の方法を理解し、実施または補助できる技術を修得する。
	動物外科看護学実習	動物外科看護技術学で得た知識を基にその知識に裏付けられた動物外科看護技術を修得する。特に術前準備から術中補助、術後管理まで系統的に理解し、理論的で安全な手術実施のための援助技術を修得する。
	動物臨床看護学実習	動物看護過程の実践や疾患別の看護など、看護動物の援助の内容・方法を立案、動物看護計画を作成等動物看護記録動物臨床看護学で学んだ知識の実践力を修得する。
	動物愛護・適正飼養実習	動物の飼養管理に関する、安全なハンドリング飼い主とのコミュニケーション基本的な取扱いや飼い主とのコミュニケーションなど、愛護・適正飼養学に関連した科目で学んだ知識の実践力を修得する。
	動物看護総合実習	実際の動物診療施設で診療業務に参加し、これまでに学んだ学習内容を統合する。診療施設の概要や機能、獣医師との連携、飼い主とのコミュニケーション、愛玩動物看護師としての役割や責任について理解し、実務能力を修得する。

分類	履修科目	授業の内容
その他	グリーフケア概論	グリーフ (grief) とは悲嘆を意味する。この悲嘆を受け入れる作業をグリーフワークといい、グリーフケアとはその作業を支援することである。心理学的観点からケアの姿勢の在り方を学びながら、家族の一員である動物たちのターミナルケアから QOL (quality of life 生活の質)、喪失体験した飼主へのグリーフケアについて専門知識を身につけ、ケアの際の態度をも学び理解する。
	動物介在活動	動物を介在した活動に「動物介在活動」Animal Assisted Activity (AAA)、「動物介在療法」Animal Assisted Therapy (AAT)、「動物介在教育」Animal Assisted Education (AAE)がある。中でも「動物介在活動」は、動物とのふれあい活動で、対象となる人の生活の質の向上、情緒的な安定、また教育やレクリエーションを目的として実施されるもので、主に高齢者施設や介護施設で実践される。その理論と技術を修得し活動の実際及び活動の準備方法を学ぶ。この教科は「人と動物の関係学」の応用科目である。
	訓練学	動物の種類の特徴を知り、基本的行動様式と正しいハンドリング、アニマルウェルフェアの国際基準「5つの自由」を遵守した飼育および基本的なトレーニング法を理解する。特に動物の身体的な健康と心理的健康の保持に努め、動物の観察力や看護および問題解決能力を養う。
	動物理学療法学	理学療法は、低下した機能の改善だけでなく、動物が本来持っている機能をより良く働かせるための手段でもある。質の良い生活を共に過ごすための療法のひとつでもある。欧米ではすでに確立された領域である。マッサージ療法、徒手療法、物理療法、活動的・補助的運動療法の内容からなり、痛みの緩和、機能の回復をサポートし生活の向上を目指す学問である。
	動物理学療法学実習	獣医療のチームの一員として、動物理学療法学で修得した知識・技術を実際に使い、炎症の軽減、関節の柔軟性、筋肉の強化、飼い主の負担軽減等の効果を確認する。その際、竜之介動物病院のリハビリテーションスタッフと連携して取り組む。
	高齢動物看護学	高齢動物で問題となる疾患について、それらのサインを学ぶことからいち早く異常に気づき、適切な看護援助ができるようになる。高齢動物の生理看護の特徴について理解する。高齢動物の変化を知る、適切な食事管理と飼育管理、入院管理と在宅管理、腫瘍、僧房弁閉鎖不全症、神経系疾患、慢性腎臓病、内分泌疾患、褥瘡、認知症等後発疾患について学ぶ。
	牧場実習	家畜の生産現場における飼養管理、衛生管理、草地管理等畜産運営に不可欠な事項全般について体験することで家畜の適切な管理を理解することを目標とする。家畜の生態・観察、アニマルウェルフェア、農場バイオセキュリティ、搾乳衛生、飼料の評価、糞尿処理、保定、食の安全安心等の項目について学ぶ。
	プレゼンテーションスキル	プレゼンの基本構造を理解する。①イントロダクション (導入) プレゼンテーションの目的や全体の流れを説明、②ボディ (本体) プレゼンテーションの核となる部分で背景、提案、結論などをわかりやすく伝え説得力を持たせる。③クロージング (まとめ) 最後にまとめる。スキルを身につける。プレゼンテーションスキルは動物関係のみならず様々な場面で有用なスキルであり、次の3つの基本姿勢①コミュニケーション形成に必要な「当事者性」、②テーマに関心を持ち自らの問題として考える「自己主張」、③自らの主張で他の人を説得、異なる意見があれば妥協や修正による「説得と合意」一を学ぶ。
	コミュニケーショントレーニング	多様な演習を通して、日常生活、学生生活、仕事先などでの対人コミュニケーションの方法について学びます。単に効果的なコミュニケーションスキルを身につけるトレーニングにとどまらず、自分への理解、自己表現への理解を深め、人とのよりよい関係をどのように構築していけばいいかを考える。言語的な聞く力、話す力、論理的思考力、および、非言語での表現力、観察力を養い、相手とのスムーズな相互理解を深める基礎を身につけ、自分そして他人への理解を深める。
	就職支援	動物業界の紹介と就職状況および就職に際しマナーなど基本的なことを理解する。

分類	履修科目	授業の内容
その他	動物飼育実習	実際に動物の飼養管理をすることにより、種類の特徴を知り、動物の心身の健康の保持に努める。また、繰り返し実践することで動物の観察力を養うとともに、他の人と協力して飼育作業を行う協働性を身につける。さらに、動物の個性を見極め、任された作業を一人でやり遂げる責任感やチームを意識したコミュニケーション力を習得する。感染症や誤食などの事故が発生した場合に必要な予防医療や衛生管理、環境整備を実践し危機管理能力を養い、飼い主指導に活用する。
	愛玩動物飼養管理	法律に基づき、動物の愛護と適正な飼養管理についての知識の普及および指導を行なうものに必要な愛玩動物飼養管理士を目指す者が学ぶ。また愛玩動物飼養管理士資格の取得支援を行う。
	ビジネスマナー	ビジネスマナーとしての接客、言葉使い、礼儀作法、行動など社会人としての基本的な作法を身につける。就職対策としての履歴書の書き方、面接をうける作法、メイクアップなどにもふれる。また心理学、コミュニケーション学として動物とふれあうと同時に飼主への援助、サービスとは何かを学ぶ。さらに一般人とのコミュニケーション能力を高める。
	英会話、海外研修	英会話に海外研修も含める。海外研修は、海外における先進的な知識、技術を観察し、その中で将来の動向をつかむ。また動物保護状況、施設、運営およびその心構えも学ぶ。海外研修での成果もここで評価する。
	パソコン	社会人あるいは病院事務に必要なとされる実務能力の一つとしてパソコンの使用方法を身につける。履修終了時にはライセンス（Word、Excel）の取得を目指す。
	掃除学	動物関連産業では、動物の収容施設の清掃管理は勿論のこと、環境整備は最重要課題の一つである。清掃にたずさわる際の心がまえ、ポイント、消毒の重要性さらにその効用を学びかつ毎日実践する。
	ペット アロママッサージ	運動不足や、ストレスを蓄積し動きの悪くなった動物をリラックスさせるマッサージ法について学ぶ。また、目的に応じたアロマの使用法についても学ぶ。この中には精油を用いるアロマセラピーも含む。
	販売学	動物に関するすべての商品についての知識を学ぶ。フード、衣服、装飾品などの関連商品の種類、製造法、流通さらに展示までもを理解する。商品の管理、仕入れなどを総合的に実習する。商品の知識のみならず、ユーザーに対するアドバイザーとしての立場も理解する。
	トリミング	基礎で習得した知識の実践とし、診療現場で必要な観察力および看護法に関する基本的手技を身に付け、手順や要領を考慮した行動から問題解決能力や看護実践能力を習得する。グルーミングが与える動物への効果を学び、様々なイヌ種・ネコ種や状態に応じたグルーミングの技術を得るとともに、皮膚・被毛を中心とした健康状態の把握について理解を深める。疾患が疑われた場合は獣医師に報告し、獣医学的見地から動物の看護およびケアにあたる。薬浴を必要とする動物のケアと家庭での管理について、飼い主へ説明を実施し、状態の維持・向上とクライアントエデュケーションに努める。グルーミングに使用する備品・シャンプー剤を知り、個々に応じた選択ができるように習得し、高齢動物・罹患動物のグルーミングにおいて、状態の観察・的確な手技を取り、負担のないグルーミングを実践する。
	看護職支援	統一認定看護職師の試験対策として過去に出題された問題、あるいは学院作成の問題を解く過程で重要事項について認識し整理する。
	動物園等実習	動植物園では動物ごとの飼育管理法を学び、野生動物の保護のための種の保存や教育活動について知る。また、動物飼育のみならず植物管理、施設管理についても学び施設全体の運営について学ぶ。また動物愛護センターでは飼育技術についてのノウハウを学びながら保護動物や譲渡会の管理運営について理解する。
	ライセンス対策	各種ライセンスの紹介と、取得のための情報提供と対策を理解する。

2.) 単位の認定にかかわる出欠

単位の認定に関しては、学院規則第5章教育課程および履修方法等に定められていますが、その細則は学生規定に示す通りです。

- (1) 病気その他の理由で欠席が7日間以上に及ぶときは、欠席届に医師の診断書およびその他の証明書を添えて学院長に提出しなければなりません。
- (2) 履修科目時間数の3分の2以上出席しなければ、当該科目の単位認定試験の受験資格がなくなります。また、遅刻および早退を3回すると欠席1回とみなしますので注意して下さい。
- (3) 忌引、受験（就職、進学）および学院が認めた公式競技会などに出場する場合、また就職を目的とした研修の場合には公欠願いを提出し、認められれば出席扱いとなります。当日が定期試験日と重なった場合は、追試験扱いとなります。
- (4) 正当な理由なく定期試験を無断で欠席すると受験放棄とみなされ、当該科目の追試験の受験は認められません。ただし、当該科目担当教員の意見をふまえ定期試験を不可（0点）とし、当該学期中に再試験の機会を与えることがあります。
- (5) 定期試験日に出席できない場合には、事前にその理由を記した試験欠席届を事務室に提出しなければなりません。ただし、急病および事故などの場合は速やかに電話などで事務室に連絡し、後日試験欠席届を提出して下さい。追試験対象者として認められることがあります。

3.) 科目履修終了の認定基準

- (1) 単位の認定に関しては、学則第5章 教育課程、授業時間数および履修方法等（学則第19～25条）に定められているのでよく読んで下さい。
- (2) 卒業および進級の判定は、各学科の進級判定会議に提出された成績によって行われ、最終的には学院長が決定します。
- (3) 特別な理由がなく、学院を3分の1以上欠席した場合には科目履修生として扱います。
- (4) 履修科目の定期試験あるいはその他の試験時不正を行った者は、受験科目の成績を無効とし、単位の認定はいたしません。その結果卒業延期あるいは卒業保留となることがあります。悪質な不正あるいは再度不正を行った者は退学処分とします。不正に対し本学院は厳罰で対応しますので絶対にしないようにして下さい。
- (5) 演習科目については、実施後学院できめた様式で報告しなければ単位として認められません。

4.) 再履修

単位が取得できず進級あるいは卒業の出来なかった者は留年とします。留年生は留年年次の全科目を再履修しなければなりません。

2 就 職

1. 就職について

皆さんは学業、スポーツ、音楽、社会ボランティアあるいは恋愛など多くのことを経験してきたと思いますが、「学院生活をいかに過ごすか」「学院で何を学ぶか」「どういう生き方をしたいのか」、この2または3年間の学生生活の中で目標をしっかりと見つめ、自分自身を育成する場として欲しいものです。

就職に関しては、入学したばかりの頃、就職はまだ先のことだと考えているかも知れません。しかし2または3年間はあっという間に過ぎてしまいます。自分自身の将来を考え、自分はどのような生き方をしたいのか、将来の就職の目標は何か、そのためには何をすれば良いのかなど自分へ問いかけ、そのことを常に意識して過ごして頂きたいものです。考えることに早すぎることはありません。

この学院の学生には将来の職業が専門職と直結していることから、就職先もかなり狭い範囲に絞られている様に思います。しかし動物専門分野のみならず自分の適性、価値観に合った就職先を考えることも大切です。

また就職先については、自分が志望する動機や意思など仕事に対する明確な目的や目標を持つことが求められています。自分の意志を自分の言葉で語れないようでは、どんなに学業や技術が優秀でも就職は難しくなるでしょう。コミュニケーションの能力を高めるよう心がけて下さい。

また就職の範囲を熊本市内あるいは熊本県内に限ると、期待する就職先を見つけることの出来ない場合があります。就職先は自分の将来を決めることになりますので、適性にあった就職先として九州地区、日本全国あるいは全世界を対象に、広い範囲を視野に入れて下さい。

これまで就職について問題となった点をいくつか述べます。就職を前提としたインターンシップ中、連絡せず行かない、約束の日時を破る、面接時に入社の意志がまるでない(意志表示ができない、先生が勧めるので面接にきた)、なかには内定が得られ、一度承諾しながら辞退するなどのことがおきています。これらのことがおきると、相手先に迷惑をかけることになり、またすすめた学院側の誠実性も疑われることになります。今後、後輩達への就職にも悪い影響を与えかねません。このようなことをおこさない様心して就職先を選ぶこと、決めることが大切となります。

就職に関しては、学院に求人票が直接届いたり、学生がインターンシップ先から採用内定をもらうこともあります。職業紹介の運営に関しては「職業紹介に関する業務運営規定」によります。

2. 資格の取得

日本は学歴、資格社会です。履歴書は学歴中心に整理されていますが、その中に資格の欄があります。学校で学んだ知識と技術が身に付いているかを、学外の第三者が判定したものが資格です。

学校では資格試験に必要な科目を学び、また受験のために補習時間も設けてあります。学生時代の受験は合格し易いものです。卒業後必要になってからとるという意見があります。しかし、勤務時間に勉強の時間がとられたり、科目の内容を忘れていて、初めから覚え直しが必要であったり、さらに受験に関する情報が得難いなど、在学中の受験に比べ何倍も大変な努力を要します。知識、技術と同時に資格を得るために本学院で学んでも、資格をとらないのでは保護者の期待を裏切ることにもなります。

本学院は各種の資格を発行する民間団体に加入しているので、本学院を卒業した者はその団体が行う資格試験の受験資格が与えられます。受験可能な資格は表(1)に示す通りです。受験料および認定登録料については学生の各自負担になりますので、あらかじめ準備しておきましょう。

本学院では、受験可能な資格については、受験を奨めています。また学院では卒業時受験資格を与えると同時に試験に合格するための補習教育も行っています。積極的に参加されるよう期待しています。在学中に取得できる資格には、積極的にチャレンジし将来に備えましょう。

受験可能な資格一覧

	認定協会・団体名	資格名	受験資格
1	国家資格	愛玩動物看護師	学院（看護科）3年生
	(協) ペットサービスグループ (PSG)	いぬ検定初級	学院1、2年生
		保護譲渡指導員	学院1、2年生
		動物救急救命士	学院1、2年生
		トリマーライセンス C級	学院1、2、3年生
		〃 B級	学院(トリミング専攻)2年生
4	(公社) 日本愛玩動物協会	愛玩動物飼養管理士 2級	学院1年生
		〃 1級	学院2、3年生
5	(一社) 犬の食養生推進協会	犬の栄養心理学	学院1、2、3年生
6	(株) サーティファイ	コミュニケーション検定 初級	学院1年生
		ケアコミュニケーション検定	学院2、3年生
7	中央職業能力開発協会	コンピューターサービス技能評価 ワープロ部門3級	学院1、2、3年生
		コンピューターサービス技能評価 表計算部門3級	学院1、2、3年生
8	(財)実務技能検定協会	サービス接遇検定 3級	学院1、2、3年生
9	日本アロマコーディネーター協会	アロママッサージ講習 初級	学院1年生
		アロマコーディネーターライセンス	学院1年生

1) 受験料、登録料および会員料は自己負担

2) 各級があるものでは1年生のときに受験し、資格を取得した者が、2年生のときに上の級を受験できる。また2年生のときに下の級を受験することも可能です。

3. 就職先

愛玩動物看護師、トリマー、飼育員、訓練士などとして下記のような就職の場があります。最近では、動物関連の施設その他で、組織・施設の充実などが行われ新しい職種も出てきています。各種の職種を検討し、自分に最も合った就職先を探しましょう。

就職先一覧

就職先は次のように整理されます。

動物病院（大動物・小動物・小鳥・エキゾチック） 動物看護師、動物介護士、歯科、栄養管理士、トリマー、動物アドバイザー
訓練 訓練学校教師、訓練士（盲導犬、聴導犬、介助犬、災害救助犬、山岳救助犬、探知犬）、家庭犬インストラクター
飼育・育成・保護・調査・研究 動物の飼育（動物園、水族館、テーマパーク、牧場、厩務員）畜産業（牛、豚、鶏）保護・調査研究（動物愛護センター、野生動物保護センター）
企業 ペットショップ販売員（ペットフード、ペット用品、動物薬品、ペットデザイナー、ペット栄養管理士、総合ペット専門店）、ペットカフェ、動物プロダクション、ドッグラン、ドッグホテル、ペット霊園、動物学校教師、施設（老健施設、介護保健施設、福祉施設）、動物販売員
その他 ドッグウォーカー、ドッグシッター、トリマー、アニマルセラピスト、ペットアロママッサージ、ドッグアドバイザー、独立開業

就職先の見極めのためにインターンシップを上手に利用して、その業種の本質を見極めましょう。

3 学 生 生 活

1.) 学生生活上の心得

(1) 学則および規定について

学則および学生便覧を熟知し学院の内外を問わず、学生として恥ずかしくない言動をとって下さい。

(2) 事務室窓口取扱い時間

事務室窓口の取扱い時間は 8:30~17:00 です。

(3) 学生証

① 学生証は常に携帯して下さい。

② 学生証の記載事項に変更のあるときは、直ちに事務室に申し出て訂正を受けて下さい。

③ 学生証を紛失または破棄したときは、直ちに事務室に申し出て再交付を受けて下さい。

(再交付手数料 3000 円)

④ 学生の名札は本人確認のため必要となりますので、着用して下さい。紛失した場合には再交付を受けて下さい。

(再交付手数料 1000 円)

⑤ 退学などにより学籍を離れるとき学生証および胸章は直ちに事務室に返納して下さい。

(4) 各種証明書

各種証明書の交付を受ける場合、事務室窓口にて備えてある届出用紙に必要事項を記入し申し込んで下さい。

(交付手数料 500 円)

(5) 身分上の異動について

学生の氏名、現住所および電話番号に異動があった場合には直ちに事務室に届け出て下さい。

(6) 保証人の異動について

保証人に異動（氏名、住所、電話番号などの変更）があった場合には直ちに事務室に届け出て下さい。

(7) 服装について

① 服装は、清潔にして学生としての品位を保つよう留意して下さい。

② 白衣を着用したまま、昼休み買い物に出かけないようにして下さい。

③ インターンシップ、学院の公式行事、学院を代表して学院外行事に参加する場合には、それにふさわしい服装で出席して下さい。例えばインターンシップ、実習時にはピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、ヒールの高い靴など身につけないようにして下さい。

(8) 提出物について

履修科目については各種の提出物（たとえばレポート、申込書、アンケート、その他学内への各種納入金なども含めて）を求められますが、必ず期日までに提出して下さい。期日に間に合わないときには、その都度先生方にその理由をのべ、了解を得るようにして下さい。期日を守れないのは学生として最も恥ずかしいことです。また相手方にも迷惑をかけることになります。注意しましょう。

(9) 欠席について

① 授業の遅刻、欠席

事故などで交通機関の運行停止、あるいは遅延による遅刻については、証明書があれば出席扱いとします。

病気、事故その他やむを得ない理由により 7 日間以上欠席する場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添えて事務室へ提出して下さい。欠席が 30 日間以上に亘る場合には休学の是非も審議されます。

③ 定期試験、追試験、再試験などの欠席正当な理由があつて欠席する場合には、事前にその理由を記した試験欠席届を事務室に提出して下さい。急病などのため事前に提出できない場合は、電話などであらかじめ事務室に連絡し、事後 1 週間以内に試験欠席届を事務室へ提出して下さい。

④ 忌引による欠席

忌引による欠席は、事務室への届出により次の日数は出席扱いとなります。（死亡日を含みます）

i 父母、配偶者、子の死亡・・・・・・・・・・7 日間

ii 祖父母、兄弟姉妹の死亡・・・・・・・・・・3 日間

iii 3 親等の血族および 2 親等の姻族の死亡・・・・・・2 日間

iv ペット（同居している動物）の死亡・・・・・・2 日間

⑤ 受験、公的行事などによる欠席

就職試験、進学試験、公競技大会などの参加のために欠席する場合、また就職を目的としたインターンシップの場合には事前に事務室に届け出て下さい。学院が認めた場合には、出席扱いとなります。

(10) 伝達、連絡

- ① 学生への伝達、連絡事項は、所定の場所（事務室前、関連教室）に掲示あるいは担任からの連絡を行います。なお一旦掲示した内容は、周知したものとみなされますので毎日確認して下さい。
- ② 掲示を見なかったことによる異議申し立ては、一切受け付けません。ただし、忌引、公的行事の参加による欠席、就職を目的としたインターンシップなど特別な事情の認められる場合は、この限りではありません。
- ③ 学生個人宛の電話取次ぎは原則として行いません。緊急やむを得ない場合のみ連絡します。

(11) 在学中の宿所（住所）について

- ① 学生は、在学中の宿所（住所）ならびに連絡方法を必ず事務室に届け出て下さい。
- ② 宿所（住所）を変更した場合は、速やかに宿所（住所）変更届を事務室に提出して下さい。

(12) 動物飼育のための休校日の登校

本学院の休校日に動物飼育のために登校する時間は午前 9:00～11:00、午後 15:00～17:00 とします。飼育管理はこの時間内に終了するよう計画して下さい。またこの時間内に学院の他の施設を利用する場合には、前日までに事務室に届け出て許可を得て下さい。

(13) 学院内での喫煙および飲食について

- ① 喫煙と飲酒は禁止します。
- ⑥ 喫煙、飲酒は処罰の対象となります。
- ⑦ 教室およびラウンジ以外での飲食は厳禁とします。

(14) 学院内の美化について

- ① 学院内の美化に努めて下さい。人間や動物の生活するところの清掃、整理、整頓は絶対に欠かせない要件であることを自覚し、習慣とするようにして下さい。学院廊下などではほりがころがっていることがあります。気がついたら見逃さず拾ってチリ箱に入れましょう。
- ② 下校時、私物を教室内（机、椅子の上、整理棚など）に放置しないようにして下さい。

(15) 通学について

- ① 通学手段は、原則として徒歩、自転車、単車（50cc 以下）あるいは公共交通機関を利用して下さい。大型の単車やマイカーを利用される人は駐車場を自分で確保して下さい。やむをえず単車、自動車通学をする者は、保険に加入して下さい。
- ② 交通ルールを守り、事故に遭わないようにして下さい。

(16) 交通事故に遭ったら

- ① 事故に遭った場合は必ず職員室に届出て下さい。
- ② 加害者…交通事故をおこしたとき
 - i 停車する。事故の続発を防ぐため、安全な場所に（路肩や空き地など）に車を移動させエンジンを切ります。
 - ii 救護を第一と考え、負傷者がいる場合には消防署（119 番）へ連絡する。
 - iii 警察（110 番）に通報する。
 - iv 自己の加入損保保険会社（自動車保険）に連絡する。
 - v 医師の診断を受ける。
- ③ 被害者…交通事故にあったとき
 - i 加害者および目撃者の氏名、住所、連絡先をメモする。
 - ii 警察に通報し、必ず警察官立会いによる現場検証をしてもらう。
 - iii 自己の加入損保保険会社（自動車保険）に連絡する。
 - iv 医師の診察を受ける。外傷がなくても、後遺症のおそれがあるので、診察は必ず受けましょう。
- ④ 交通事故と責任
 - i. 民事責任…治療費、埋葬費などの損害、休業による損害補償（通常得られるべき利益の喪失）などの損害、慰謝料など。
 - ii. 行政上の責任…点数の減点。
 - iii. 刑事責任…道路交通法違反
 - ひ き 逃 げ：10 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金。
 - 酒 気 帯 び 運 転：3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。
 - 酒 酔 い 運 転：5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金。
 - 無 免 許 運 転：1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金。
 - 危険運転致死傷罪：悪質な交通事故（飲酒、薬物使用による酔っ払い運転、スピードの出しすぎ、無免許運転等運転技能のない者）によって人を死亡させた場合、1 年以上の有期懲役、最高は 20 年、また負傷させた場合 15 年以下の懲役刑が科されます。

交通事故に遭ったり、起こした場合は必ず保護者に連絡して下さい。たとえ事故直後後遺症がおこらなくても、時間を経て現れることがあります。対応には万全を期しましょう。

(17) 拾得物、落し物について

- ① 拾い物をしたときは事務室に届け出て下さい。
- ② 落し物、忘れ物をしたときは事務室まで連絡して下さい。
- ③ 落し物は、落とした当日に届かなくても数日後に届く場合があります。何度か事務室に問い合わせして下さい。

(18) 盗難について

本学院内の盗難に学院は責任を負いかねます。多くは本人のちょっとした不注意が原因でおこります。貴重品は必ず身につけ、自己管理を徹底するようにして下さい。ロッカーの施錠は開閉の度に確認して下さい。

(19) 動物の学院内持込みについて

学院内には許可なく動物を持ち込んではいけません。許可を得た動物であっても授業中教室に持ち込まないようにして下さい。傷病鳥獣については、専門保護機関に持ち込むことを勧めます。みなし子鳥獣については、近くに親がいて見守っていることが多いので、みだりに拾わないよう注意しましょう。

またインターンシップ先から学院飼育動物として小動物（モルモットやウサギなど）を受けとることはしていません。そのような場合には断りましょう。

(20) 生活費について

学生生活に必要な経費は入学前の計画に従い保護者、借入先、あるいはアルバイトをすることで得て下さい。緊急に必要なからといって身近にあるキャッシングの利用は絶対に避けるようにして下さい。キャッシングの利用は1回限りのつもりでも必ず2回、3回と続き、遠からず多重債務者となってしまいます。また、商品の購入に関しても計画的に考え、ローンなどの支払いはやめたいものです。気をつけましょう。

(21) 各種勧誘について

学生生活中には物品販売、宗教への入信、その他いろいろと勧誘されることが多いと思います。経済的、精神的に学業に与える影響が大きいため断固断りましょう。通学途中で見知らぬ人に声をかけられたり、車への同乗あるいは同行を求められても断りましょう。

(22) 競技会などへの参加

学生の各種競技会への参加は、事務局と相談することが必要です。教育上有用と認められる場合には、参加日を公休とし、学院から参加費を支出することがあります。

(23) 危機管理

動物と触れ合うことの多い学院生活では、思わぬところで事故の起こることがあります。

① 動物の床への落下事故

トリミング実習の際、台上から床へ、また抱いていても物事に驚いた動物が飛び出し、床へ落下させることがあります。このような動物は落下直後は異常を認めなくても、時間が経ってから現れることがあります。落下した時は異常の有無に関わらず、教職員まで連絡、報告し、経過を観察するようにして下さい。観察中に異変を認めたときには直ちに報告し、対応しなければなりません。皆さんの取り扱う動物は、ブリーダーあるいは家庭で大切に育てられています。それを借りて勉強していることを絶対に忘れないようにしましょう。また、動物やブリーダーの方には感謝の気持ちを持ち、動物は優しく取り扱って下さい。

② 動物による傷害

動物を取り扱っているときには、細心の注意をはらっていても傷害（ひっかかれる、噛まれるなど）を受けることがあります。動物には無害ですが、人に病原性を示す微生物を持っているものがあります。どんなに小さな傷害であっても、事務室まで報告・連絡をして下さい。傷害の程度によって応急処置や、場合によっては外部の病院受診も考えねばなりません。傷害がひどくならないようにすぐ手当を考えましょう。

- ③ 動物を抱きかかえて移動中、動物の動きに対応できずに床に落とし死亡させた例が出ています。小型犬や小動物は、移動時どのような行動をとられても安全な方法（キャリーケースに入れるなど）で行なってください。

(24) 授業中のパソコン使用について

講義を聞きながらパソコン入力することは好ましくありません。講義ではきいて内容を書きとることに専念して下さい。要点を書きとることは、かなり難しいことです。パソコンの打ち間違えなどがあると、どうしても注意が講義の内容から離れてしまいます。パソコンは再整理のときに使いましょう。

(25) 学費の支払い

学納金の支払いは、一括して支払うことになっているが、家庭内の事情により一度に支払えない者には、分割支払いの方法があります。分割支払いを希望する者は学院事務室に相談して下さい。ただし卒業時には、何らかの方法で残額を完済することを義務とします。

(26) 感染症に罹患した場合

インフルエンザや伝染性胃腸炎（ノロウイルス）など、患者から患者に直接感染する病気に罹患した場合、他の学生に感染させ

る可能性があるので出席停止とします。医師の診断書が必要です。学級閉鎖は30%以上の感染者の出た場合に行います。出席停止期間については事務室に問い合わせ下さい。

- ・インフルエンザ：発症後5日を経過し、解熱後2日間を経過するまで。
- ・百日咳：特有の咳が消失するか、又は5日間の抗菌剤の投与完了まで。
- ・流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張がなくなり発症後5日間を経過し、全身経過が良好になるまで。
- ・結核、細菌性髄膜炎、感染性胃腸炎は医師の指定期間。

(27) アルバイトについて

学費や生活費の足りない者は、アルバイトも可能です。ただしこのアルバイトは学習に影響のない範囲で認めています。夜の遅いアルバイトは翌日の登校に影響を与えるので好ましくありません。学業第一と考えてほしいものです。アルバイトしながら学業を続けることは大変難しいものです。覚悟して頑張りましょう。アルバイトについては、はじめる前に次のポイントを確認しておきましょう。労働条件の確認、アルバイト代の支払いに関する事、残業手当の有無、労災保険の使用の可否など。

(28) 自己飼育動物の管理

自分で飼育している動物を学院内に持込み、シャンプーしたりトリミングすることは可能です。ただ施設設備とシャンプーなどの消耗品代として1頭につき500円を徴収します。また、このとき同伴者を伴うときには、トリミングルーム以外への立入は禁止します。特に犬や猫の飼育室に入り、勝手に動物にふれる行為をさせてはなりません。

(29) 学院への届出

学院内で正規以外（時間外）に勉強、実習を行なってもよいのですが、その都度届出が必要です。無届けでいますと教職員全員が離室するときに施錠しますので、学院の中に閉じ込められることがあります。注意しましょう。

(30) 横断歩道について

学院前の道路は、車の往来が多いので、車の途切れたときを見て渡ることは、危険をともないます。特に秋から冬にかけては日暮れが早くなり、うす暗くなったり、暗くなったりします。そんな時が一番危険です。交通ルールを守り、少し遠回りになります。必ず横断歩道を渡るようにして下さい。近隣の人達は学生諸君の行動に注目しています。学生としての矜持を守りましょう。

(31) 学内での飲食について

学院内での飲食は教室、ラウンジなど許可されている場所以外では禁止です。特に不特定多数人数による、バーベキューやコンパなど学院敷地内での飲食は保健所に届出を必要とし、また夜遅く、大声をあげて騒ぐことは、近隣に迷惑をかけることになります。宿泊所に帰るまでの安全性の確保もむずかしくなります。街のしかるべき場所で楽しみましょう。

(32) 学院外での講師との交流について

学院外での講師との交流はもたない様にして、必要があれば学内で用事をすます様にして下さい。講師との私的な外部での飲食はさけるようにして下さい。

(33) 下校時間について

授業は16:30で終了しますが、動物飼育に時間が1時間ほど取られます。今のところ学生全員が下校するのは平均して18:30～19:00頃になっています。学生諸君の帰宅が遅くなると、教職員も遅くなります。遅くまで居残ることで他の人に迷惑をかけるように心がけましょう。

(34) 災害時避難について

災害時の避難は状況を見て行動します。動物の同行避難は原則ですが、状況を判断して無理をせず、自分自身の安全確保を第一としましょう。

(35) その他

学内に売店はありませんが、近くにはコンビニ、弁当店などがあり、生活物資の調達には不便しません。ただし、割り箸が必要な学生には一膳5円を徴収しています。コピーを希望する場合には学校のコピー機を使うことができます。その場合、白黒コピーは1枚10円、カラーコピーは1枚50円を徴収します。

2.) 健康管理

健全な学生生活を送るための健康管理は、学生一人ひとりが責任を負うものです。無理の無い計画を立て健康管理には十分に配慮し、学生生活を送って下さい。

本学院では、学生の健康を管理するために定期健康診断を実施し、傷害賠償保険に加入しています。

(1) 保健室

本学院内では負傷や急な発病時の応急処置用の医薬品は準備されていませんが、保健室内での休養は可能です。保健室の利用については今のところ特別に規則はもうけていませんが、異常のある人にも開放しております。教職員と相談のうえ利用して下さい。利用上時間の制限はもうけていませんが、30～60分位休養したり、横になっていると、その後の異常の進み具合がわかると思います。異常が進むようであれば医療機関の受診を考えねばなりません。学院は医療機関ではありませんので診療と処置は出来ませんが、近くのかかりつけの病院への紹介や連絡は可能です。事務室に連絡して下さい。

(2) 定期健康診断

学校保健法で定期健康診断を受ける事が義務付けられています。毎年1回実施しますので必ず受診して下さい。

病気などでやむを得ない事情のため受診できない場合には、所定の医療機関で受診し、その結果を事務室まで報告しなければなりません。

(3) 健康保険証について

親元を離れ一人暮らしをする学生は、健康保険証の交付を受けておいて下さい。不明な点は事務室に相談して下さい。

(4) 緊急時対応

緊急時には担任が中心となり対応します。対応については、学生一担任一副学院長一学院長への報告、指示を仰ぎます。診察処置が必要な場合には一般の医院あるいは病院で診療を受けます。学外学習の場合にはその都度指定します。

3.) 保険について

本学院では正規の授業および課外活動などで不慮の事故および傷害・後遺障害に対応するために保険に加入しています。万一、教育活動中および参加目的をもって通学中に生じた事故により傷害・後遺障害を被った場合には、速やかに事務室へ連絡し、所定の請求手続きを行って下さい。

補償の内容は次の通りです。

補償項目	保険金の支払われる場合	支払われる保険金
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故により怪我を受け通院した場合、事故から1000日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険日額が支払われます。通常の生活に支障のない場合に回復以降通院保険金は支払われません。	1,200円/日額
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故により怪我を受け入院した場合、事故から1000日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額が支払われます。	4,000円/日額
死亡・後遺傷害保険金	急激かつ偶然な外来の事故により怪我を受け事故の日から180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害の契約金額が支払われます。後遺症は事故の日から180日以内に生じた場合、その程度によって死亡・後遺障害の契約金額の4%～100%が支払われます。	940,000円/死亡 4～100%/障害程度

保険は傷害保険のみで、外科的処置を要するものが中心となります。てんかんや過呼吸での救急搬送などには適用されません。

4.) 相談窓口とハラスメント

学生生活の中であなたが抱いた問題や悩みの一つ一つ取り組み、自分で解決していくことは、あなた自身をよりよく成長させて行きます。問題とか悩みを自分自身の力で解決することは大切なことです。それとともに誰か他の人と話し合ってみることも、解決の手がかりを見つけ、自分自身で問題を整理していくことに役立つと思います。一人で悩まず友人、教職員などに相談して解決する方法があることも心に留めておいて下さい。また、現在はハラスメントの範囲が広くなり、相手のさらうことは全部含まれると理解して下さい。

また本学院ではハラスメントを絶対に許さないという基本に立ってその予防に努めています。学院はハラスメント（セクシャルなものだけでなく、暴力、嫌がらせの行為や暴言によるものも含む）のない良好な修学の環境を作り、これを維持することを目指しています。

また本学院外でハラスメント（その類の行為も含む）を受けた場合、学院は被害にあった方を保護救済いたします。教職員に直接ご相談下さい。精神、身体的にハンディのある方は学院側に連絡しておいてほしいものです。そのハンディを公表するもしないも希望に合わせて対応します。

学院内外での男女交際は自由ですが、ものに対する価値観は年齢、環境によって変化してきます。人生をゆっくり考える時間が必ず訪れるので、男女関係はあわてる必要はありません。そのことで学院や他の学生に迷惑をかけえるような行動はとらない様にしましょう。

5.) 学生納付料

学院の学納料は次の通りです。

1) 学納料

区分	1 年次	2 年次	3 年次
入学科	100,000 円	—	—
授業料	600,000 円	600,000 円	600,000 円
施設設備費	100,000 円	100,000 円	100,000 円
施設維持費	100,000 円	100,000 円	100,000 円
健康管理費	50,000 円	50,000 円	50,000 円
実習費	150,000 円	150,000 円	150,000 円
校外実習費	100,000 円	100,000 円	100,000 円
合 計	1,200,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円

注) 1、2 年次は動物看護学科および動物管理学科、3 年次は動物看護学科
2 年次の海外研修費、各学年の教材費は実費

- 1.学納料およびその他の費用は指定期日までに納入してください。しかし特別事情のある場合、授業料徴収を猶予する制度（学則第36条）があります。ご相談下さい。また、この猶予する期間は卒業時までです。卒業には学納金の完納が必要となります。早目に対応を考えて下さい。
- 2.インターンシップのための費用および資格取得のための費用（受験料、認定料、会員料）は各自の負担となります。
- 3.先進国にでかけ、動物業界を視察し、研修をうける海外研修はカリキュラムの一つとして、2 年次に行われます。その費用は実費となります。
- 4.一度納入された入学金、授業料およびその他の納入料は返還いたしません。

6.) インターンシップ

インターンシップは卒業後に就職する職場を体験、理解するために最も有効で理想的なシステムです。インターンシップは将来の自分の就職先選択に直結した非常に大切な体験の機会でもあります。企業側では

- ①現場における学生の実務能力、潜在能力について適性の診断が出来る。
- ②学生と接触することで、優秀な人材の早期確保ができる。
- ③学生が企業の選択を誤り、就職後の早期離職を防ぐことができる。

などのメリットがあります。そうはいってもインターンシップを引き受けてくれるのは、企業側の好意であります。インターンシップの期間中は、常に感謝の心と態度で先方の就業規則を守って下さい。

本学院では、第一線で活躍されている先生方を中心に講師として学生達は教えを頂いておりますが、これらの先生方の病院、職場も大切なインターンシップおよび就職先となっています。先生方には、敬意と節度をもって教えを乞い、ルールを守ってインターンシップに臨んで下さい。

日頃から生活態度、言葉使いをきちんとする習慣を身に付けましょう。

自分が「何を学びたいのか」「身につけたいことは何か」を考え、インターンシップに出掛ける前に目標を立てて下さい。インターンシップはその職種に「向き・不向き」ということと同時に、自分の将来をかけるに足る職種であるかを見極める機会でもあります。各回、職種を変えてインターンシップを行うのが良いのかもしれませんが。またインターンシップ先で知り得た情報は機密情報、個人情報もあるので、第三者（父母、兄弟、友人、知人などを含む）には絶対に口外しないようにしてください。守秘義務が求められています。

研修先では「九州動物学院の学生」として扱われます。一人一人が学院を代表する学生と受けとられますので、その行動が学院全体の評価につながってきます。このことを忘れず、最善の努力を心がけて下さい。公的機関あるいは同一機関に、同時に複数でインターンシップにでかける場合、出席あるいは勉学態度により、内定など希望のかなえられないこともあります。日頃からそのようなことがおきないように頑張ってください。

インターンシップ先と打ち合わせた出・退勤の時間と期間は、病気その他よほどの事情がない限り厳守して下さい。やむを得ない事情がおきたときは必ずインターンシップ先に報告し、了解を得ると同時に事務室にも連絡して下さい。

(1) プレインターンシップ

インターンシップにはプレインターンシップとインターンシップとの2種類が準備されています。

プレインターンシップは、インターンシップの本質を理解してから本格的に取り組む方が、よりよい成果をあげられるとの考え方にそったものであります。動物業界は動物の取扱いのできる者でないと仕事できません。そこで学院では、飼育動物の犬舎、猫舎掃除、動物の取扱い、飼養管理法などについて試験し、厳しく評価します。評価がわるい場合には、その旨を指摘し、再度試験を合格するまで繰り返します。合格した場合、竜之介動物病院で最初のインターンシップ（プレインターンシップ）を行い、インターンシップとはどういうものか経験してもらいます。本格的なインターンシップにでたときには、二度目であるので、とまどわずに対応できことを目的としています。仕事の実施方法にはいくつかのやり方があり、竜之介動物病院の実施方法がすべてではないが、慣れること、経験することでしっかり対応できるようになります。プレインターンシップは4日間行い、これを評価し合格した者に外部にでることを許可しています。

(2) インターンシップ

インターンシップは次の通りである。

1) 日程を決める

在学2～3年間で5回（1回5日間以上、プレインターンシップは4日間）以上のインターンシップをしなければ卒業できません。積極的に取り組んでください。なお、インターンシップは原則として休暇期間中に行います。しかし2年生の後期になって就職のために、就職予定先からの希望によって行われる場合インターンシップを許可することがあります（動物管理学科に適用）。この場合は特別に扱われ、公休として記録されます。

（例）1年次の夏休みに1回　冬休みに1回　春休みに1回

2年次の夏休みに1回　12月～1月までの間に1回

（例）動物看護学科では、さらに3年次に進級してからも実施できます。

2) インターンシップ先を調査し決定する

自分でインターンシップ先を見つけます。インターンシップ先のリスト一覧は、ファイリングして事務室前の図書室に設置しているので、それらを参考に計画を立てて下さい。

3) インターンシップ先との交渉の仕方

- ① インターンシップ希望先と日程予定を規定用紙に書いて事務室に申告します。それをもとに事務局がインターンシップ先にあらかじめ連絡して、受けてくれるかどうか確認します。
 - ② 学生は事務室でインターンシップを受け入れられたことを確認した後、インターンシップ先に手紙を書くか電話を掛けて受け入れて頂いた御礼を申し上げます。その時に後日挨拶に訪問する旨、またその日時を打ち合わせます。
 - ③ 挨拶に訪問するための連絡をします。その時インターンシップ内容（出勤時間、服装、内容、準備するもの、不時の連絡方法など）の打ち合わせを行います。この時履歴書を持参します。
 - ④ 挨拶から帰院後、直ちに事務室にインターンシップについて打ち合わせたことの内容（日程、内容）を報告します。
- 4) インターンシップの開始
- 次のことを守りましょう。
- ① 時間厳守—出勤には絶対に遅れないこと。遅れるときはその旨電話で連絡する。また理由をはっきり説明して下さい。
 - ② 先手挨拶—インターンシップ先にいる人（獣医師、動物看護師、飼い主なども含む）にはこちらからいち早く挨拶をする。顔を憶えられないうちは同じ人に何度でも挨拶して下さい。
 - ③ 返事は直にははっきりとしましょう。相手に聞こえないような返事は、したことになりません。
 - ④ 担当者の指示に従います。説明を受けたり教えられたりしたときは、必ずメモを取りましょう。判らないことは聞いて下さい。聞くことは、恥ではありません。しかし同じことは2度聞かないようにしたいものです。
 - ⑤ 職場のルールは絶対に守って下さい。勝手に解釈してインターンシップ先に迷惑を掛けないようにしましょう。わからない場合には必ず聞いて確認してから行動しましょう。
 - ⑥ 研修日誌は毎日記録し、インターンシップ先の担当者に見てもらい、確認の印をもらって下さい。これがインターンシップをした確認となります。（ない場合はインターンシップをしたと認められないことがあります）
また研修日誌はできるだけ詳細に書くようにして下さい。ここは毎日就職試験の小論文を書いているつもりで、慎重に対応されるよう期待しています。
 - ⑦ 学んだものがわからず困った場合には、インターンシップ先の担当者に相談して下さい。相談できない場合には、事務室まで連絡して下さい。
- 5) インターンシップ終了
- ① お礼の便りを書きましょう。便りは自分の言葉で気持ちを込めて書くようにして下さい。十分に意を尽くせない時は、事務室に相談して下さい。
 - ② 研修日誌はインターンシップ終了後1週間以内に事務室まで提出して下さい。
 - ③ 研修日誌は研修先の人に見てもらうので、内容をきちんとまとめ、沢山書き込むことが大切です。数行しか書かないのでは研修期間中、何を目的に研修したのか、本当に考えながら研修したのか判らなくなります。研修先の方達のご好意に報いる為にもしっかりと書きましょう。

※インターンシップに関する注意事項

1. 1ヶ所で連続して5日間（プレインターンシップは4日間）以上の期間インターンシップを行なっても1回としか認めません。業種の5種以上の職種を経験して欲しいからです。
2. 企業、動物飼育関連のところで10月以降になってアルバイトとして入社させ、翌年4月以降に正社員として採用するところがあります。本学院では卒業年次後半、半年間も学業を優先重視しています。この形の就職はすすめていません。そのことが、あらかじめ判っているインターンシップ先の場合には、休暇の長い夏期、冬期休暇期間を利用して対応して下さい。受入れ側で、短期を希望している場合（3日間）や2回重なった場合には回数として認めるが、そうでなければ短期のインターンシップは認めません。
3. 自然保護団体でのインターンシップも可能です。

7.) 動物飼育について

本学院では、動物の取扱い方法を学ぶために各種の動物を飼育しています。動物の飼育はカリキュラムの一つとなっています。学生はこれらの動物の飼育管理を行い、その習性、取扱い方法について精通しなければなりません。

(1) 総論

①全体観

毎日の飼育のポイントは飼育動物に優しく声をかけ、動物との信頼関係をつくるようにすることです。日々のバイタルサイン（体温、体重、脈拍数、血圧、呼吸数）のチェックと身体検査を行います。異変や気づいたことがあれば、指導教職員に報告して早急に対応して下さい。体が排泄物などで汚れていた場合、その都度シャンプーで全身や部分洗浄、ときにトリミングなどを行い、清潔を保ち臭いがしないように衛生管理を行います。

i. 一般状態

食欲、元気はあるか、排泄物の性状の確認、体重にあった栄養状態か、姿勢や歩き方はスムーズか、刺激（音、物）に対しての反応や目の動きは正常かなど。

ii. 体表検査

全身の皮膚と被毛の状態（皮膚の色や傷、外部寄生虫、毛艶など）腫瘍物やリンパの腫（はれ）がないかなど。

iii. 可視粘膜検査

眼は分泌物がなくきれいかな、口腔粘膜は1～2秒のCRT（毛細血管再充満時間）があるか、外陰部からの分泌物はないかなど。

iv. その他の部位の確認

耳の汚れ、歯の汚れ、乳腺の大きさなど。

②動物の性格に合わせた対応

十人十色というように動物にも様々な性格や癖などがあります。タオルや新聞の下にもぐり込んでしまう猫や、頭をなでられたり体を触られることで食欲が出る犬など、カルテに情報がある場合には参考にしましょう。攻撃性のある動物にはエリザベスカラーとリードをつけます。猫は、犬のゲージと離すことでストレスを回避させることができます。神経質な動物にはゲージの扉にタオルをかけ、隠れ家をつくらせます。

③温度・湿度管理

体温の低い動物（衰弱、術後など）には、動物用パネル型ヒーターや湯たんぽなどで保温します。しかし動くことのできない動物に長時間同じ部分に熱を与えることは、低温やけどを引き起こす原因となります。そのため一定の時間ごとに位置を動かすようにします。クーラーやヒーターを使用する際は、容態に応じてしっかり温度調節をします。

湿度は40～60%とし、30%以下、70%以上にならないように調整し、換気回数も10-15回/時に設定します。

④食餌管理

動物の年齢や症状にあった食餌が必要になります。普通食としているタイプ（ドライ、缶詰、半生）、回数、量、好物をカルテに記入しておきましょう。食餌の内容や量は指導教職員の指示に従い与えます。食欲のない動物にはフードを温める、タイプや形状をかえる、香りの強いものや好物を与える、フードを口元まで持っていくか直接口の中へ入れる、液体や練状の栄養剤をなめさせる、サプリメントを与える、経口、胃カテーテルを使うなど様々な方法を使います。子犬には、月齢にあった食餌の種類と量と回数を考えます。子犬は成長期に当るのでこまめに体重測定をして成長と栄養バランスをチェックしましょう。食餌は決まった時間に与える方が体にはよいのですが、神経質な動物は夜中に食したりするので食し方をみて調節します。食餌が気に入らなくて、タオルや新聞で隠してしまい、鼻の頭を擦りむいてしまうことがあります。食欲の有無、食した量をチェックします。また食し方（食いつき）も観察しましょう。

(2) 本学院での飼育管理

本学院における飼育担当学生の作業は次の通りです。

①環境の整備

ゲージの清掃、飼育室、トレーニングルームの清掃
食器の清掃、または洗浄、清拭
床の清掃、洗浄、清拭
洗浄や濡れた場所の清拭、乾燥
床敷の交換（新聞紙、マット、布団など）
飼育室の壁、ゲージの上部、扉などの清拭
消毒薬を使用して消毒します。

②個体の観察、記録

観察記録簿を備えて毎日記録します。異常の認められたときには、指導教職員まで連絡してその指示を受け、対応して下さい。
また次の当番の学生に問題点は必ず引き継ぎしましょう。

- ・ 体重測定、シャンプー（定期的）
- ・ 爪きり（定期的）、ブラッシング
- ・ 耳掃除
- ・ 食欲の有無
- ・ 外見異常の有無（傷とか出血とか）
- ・ 元気の有無
- ・ 排尿便の異常の有無（下痢、血尿、血便など）
- ・ その他気付いたこと

③給餌

食器で餌を与えます。食餌は動物の種類、年齢、病気の場合には症状によって、量あるいは時間の異なることがあります。穀類を与えている鳥類では、殻の部分が残っているのでこの部分を吹き飛ばし、新たに穀類を追加する方法をとります。

汚れた部分の敷料、飼料とした牧草を除き、新しいものを追加する場合があります。動物により与える食餌は異なるので間違えないように注意して行います。

④衛生について

掃除道具については動物別に区別します。例えば、犬用、猫用、鳥用、床用などは区別して使用します。また汚れ物はその都度洗濯しなければなりません。その際には食器用、台用、スノコ用など区別して行います。

飼育動物の周りの環境やケージ、食器、トレイなどを常に清潔に保つようにし、汚れたら速やかに取り替えます。臭いの元はすぐ取除きましょう。しかし、排泄物や嘔吐物は色、形、臭い、混入物などの確認をして、異常の見られたときには処分せずに指導教職員に報告してください。必要に応じて詳細に検査をします。

消毒薬にはスーパー次亜水が用いられています。また消毒するものが有機物（糞、尿など）に汚れていると効果が減少するので洗浄した後に消毒します。

⑤飼育動物異常への対応

飼育動物の異常、発病、死亡が見つかった場合には指導教員に連絡し次の飼育当番に引き継ぎましょう。動物のQOL（生活の質）をあげるために必要なことです。飼育動物が死亡した場合には、学院は動物関連葬儀社と相談して対応します。その場合学生のためにお別れの場所、時間を作りますが、その都度ラインや掲示板にて案内します。

⑥事故への対応

動物の飼育管理中、飼育動物から引つかかれたり、咬まれたりする事故が起こることがありますので注意して下さい。そのような時には傷の大小にかかわらず必ず事務室に連絡して下さい。傷口は消毒、応急処置をします。しかし受傷の程度によっては医師の処置が必要となる場合もありますが、そのときは学院がかかりつけの医院を紹介します。

⑦その他

別のゲージで飼育している動物を、一時的にせよ他の動物と同時にケージに入れると不測の事態の起こることがあります。時間と手間がかかりますが、マニュアルに決められた通りに作業しましょう。

動物ゲージの鍵は掛けたことを確認してください。ゲージが開放されますと動物が飛び出したり、また動物同士が争ったり飼育室内の装置、器材の破損をしたりすることがあります。

このマニュアルに書かれていないことで必要なことは、担当教職員あるいは、先輩の方に関して対応して下さい。

(3) まとめ

動物たちの顔を毎日のように見ていると、何となく動物たちの声が聞こえてくる気がします。動物たちは言葉の代わりに表情や動作、鳴き声で気持ちを伝えてくれます。ちょっとした動作で異変を発見することがありますので、常に観察する目を養っておくことが大切です。早期発見、早期治療が重要です。またすべての動物が元気とは限りません。なかには末期の症状で寝たきりの動物もいます。できるだけストレスをかけずにQOLをあげるケアが必要になります。行き届いたケアをするためには詳細をカルテや連絡帳に記入して飼育当番同士が連絡を密にし、医療ミスが起こらないように申し送りをきちんとすることです。常に動物を思いやりその動物にあった飼育を目指していきましょう。

(附1) 飼育動物の譲渡

学内で飼育している動物は卒業時、譲渡を受け、引き取ることができます。また譲渡を受ける者は意識を高め、終生飼育してもらうことを前提としています。なお譲渡時必要な費用（ワクチン代、登録代、不妊手術代など）を負担してもらうことがあります。譲渡を受けたい人は教職員にご相談下さい。教職員は飼育動物譲渡者の調査を行ない、それに合格した場合、学院長から許可されます。また、飼育動物の譲渡あるいは死亡例が出た場合には竜之介動物病院、熊本県および市の動物愛護センターから分譲をうけて補充し学生教育に支障がないようにしています。

(附2) 飼育動物死亡時の処置

1. 死亡の確認された遺体は四階飼育室に祭壇をもうけ安置します。安置する期間は死亡当日、ときに寺側（住職）の都合により翌日までとします。学生は授業時間の合間に、お別れするようにして下さい。
2. 火葬後遺骨は、四階に安置します。死亡後四十九日目以降は沙羅の苑の墓地に埋葬します。

8.) 海外研修について

本学院では毎年海外研修をカリキュラムの一つとして実施しています。その目的は海外で行われている動物関連施設の運営を直接見ることで、いろいろなことを考え、自己を確立してもらうためです。

行く先々で、ただ観察するだけでは多くのものは得られませんので、研修に出発する前には準備が必要です。準備とは下調べのことです。欧米は動物に関する先進国ですから日本と異なるところ、日本でもとり入れた方が良いところ、あるいは事業展開など、いろいろ視点はありますが、まず、自分が今回の海外研修で何をしたいのかをしっかりと考えて、下調べをすることが必要です。その知識をもって、現場に臨めば、得られないものはないはずです。目的と予備調査をきちんとしてから出発して下さい。日本では最近動物と接することが癒しになるとし、人間社会で大きく評価されています。人間社会が複雑となり、ストレスが多くなったことで、動物に癒しを求めようになったからです。

日本では人間社会における動物の位置づけは著しく高まりました。しかし欧米に比較しますとずいぶん近づいてはいますが、まだまだ十分ではありません。個人的に飼育されている動物は欧米並みの待遇を受けていますが、飼い主から離れた動物には不十分と考えられます。日本では動物保護の活動が十分に行われていないからです。何故不十分なのか、これを欧米並みにするにはいかにかすると良いのか、このあたりを研修先では是非掘り下げて考えて欲しいものです。

さて日本では、動物関連の産業規模は2兆円といわれています。この規模は人材派遣業、新聞、出版および健康食品の分野にも匹敵します。この規模はまだ低く、欧米並みになるまで今後とも拡大を続けていくと考えられます。産業規模が拡大するにしたがい、新しい事業分野が次々と創出されるでしょう。研修に出かける前に事業分野を検討したり、新しい事業分野を考えて出かけるのも、研修の成果をあげる方法の一つです。特定分野あるいは新しい分野を考え、その展開と将来性について、研修先で確かめるのもよいでしょう。新しい分野の創業も夢ではありません。

また自分の進みたい分野を決めて、その分野の発展の状況を見分し、将来を考える参考にすることもよいでしょう。欧米でとり上げられている分野とか新しい分野は、先になると日本でも必ずとり上げられます。意識して観察する必要があります。

さて、研修に際しておすすめることがあります。それはメモ用紙と筆記具を、いつ、どこでも使える状態で準備することです。海外は風俗、習慣のことなところ。必ず日本と違ったところ、目新しいところがあるはずです。最初は珍しくても、二～三回見ると当

たり前のことになります。「おや？」と思ったことを忘れないうちに記録することが大切です。時と場所を書いておくと、日記にもなり、旅の記録ともなり、後では貴重なものとなります。写真より具体的に思い起こせることもあります。メモを多数とりましょう。

研修旅行は、風俗習慣の異なる国に出かけるわけですので、日本と同じだと思えない方がよいと思います。「郷に入れば、郷にしがえ」の通り、基本的な行動はあちらの人達に合わせて考えましょう。また本学院の学生であること、日本人であることを忘れず、行動するようにしたいものです。団体で出かけるので、団体行動の不得手な学生がいるかも知れませんが、一人のことで全員が迷惑をこうむることもあるので、注意して下さい。

海外研修中、街の中で可愛い動物を見かけても、どの様な病気にかかっているかわかりませんので、近寄ったり、触れたり、なでたりしてはいけません。特に狂犬病の発生している国では、動物に近寄らないようにしましょう。服装、装身具などは華美にならない程度のもを準備します。時 (T)、場所 (P)、目的 (O) によって多少はかえる必要もありますが、学生であること、研修中であることを考えると、それほど気にしなくてもよいでしょう。研修前、研修中は環境が変わったり、食事の質、さらに疲れ、寝不足、緊張などストレスがたまります。健康保持には万全を期して下さい。

海外研修時に病気になり病院に行ったり、救急車を呼んだりすると大変な費用がかかります。また帰りの交通費も団体扱いから離れ、別途1人分を徴収されたり、教員が付き添ったりすると1~2人分の交通費が別途徴収されることになります。団体と異なり個人の交通費は極めて高くなりますので、ご注意ください。時には持病を持っていて心配な場合には、辞退を促したり、個人負担の医療保険に入ったり、保護者にも同行を促すことがあります。

海外研修は本学院の必須行事なので、病気とか経費の都合で欠席する場合には、研修期間、竜之介動物病院で研修を行います。この詳細は別途定めによります。

9.) 動物介在活動

(株)竜之介の竜之介動物病院内には、動物介在活動を行なう「BOX Ryunosuke」の事務局があります。動物介在活動の基本を学んだ学生がスタッフと共に老人福祉施設などを慰問し、動物と老人の交流を支援しています。動物に触れ、見たり、話かけることにより施設の人達が体を動かしたり、笑顔が戻ったり、また人との会話も始まったりします。人と動物のストレスに配慮し、1回30分位のふれあい活動を行ないます。

本学院では動物介在活動をカリキュラムの中に科目立てしています。科目動物・人間関係学(AAA)の学習が済んだ後、卒業まで4回、動物介在活動に参加しなければAAAの単位取得を認めていません。参加するためには、事務局で活動日を確認し申込をする必要があります。積極的に参加しましょう。

10.) 社会活動

(1) 譲渡先(里親)探し活動

飼育放棄された動物たちの新しい飼い主を見つける活動が広く行なわれています。動物関係者として、学生諸君にもこのような会に参加し、動物を生かすこと、命の継続を考えて欲しいものと思います。このような会での活動には動物に関する知識技術も要望されます。もてるものを提供し、生まれてきた命を大事にする心を養いましょう。

(2) ドリームナイト・アット・ザ・ズー活動

動物園が慢性病や難病、障害などと向き合う子供達と家族を、閉園後の動物園に招待する世界的な活動がありますが、熊本市動植物園でも行なわれています。九州動物学院ではこの活動を支援する活動を行なっております。参加した学生達は、この活動を通じ社会へ参加していることを肌で感じることができます。積極的に参加いたしましょう。

(3) TNRキャンペーン

TNRキャンペーンとは、TNRはTrap:捕まえる、Neuter:不妊手術、Return:元のところに戻す、の頭文字をとったもので野良猫をつかまえて、避妊または不妊手術をして、もとの生活の場所に戻して生活させる活動です。現在生まれた生命ある猫を尊重し、野良猫が無駄に繁殖しない様に不妊手術をすることです。学院では、授業の合間に学生にも参加を期待しています。

(4) 子猫の離乳期までの飼育ボランティア

市の動物愛護センターでは、小さな捨て猫を飼育するボランティアを求めています。当学院では、学院としてボランティアに参加しています。ときどき小さな猫が送りこまれ、学生達が対応しています。

4 年間行事

年間行事

月	行 事
4	入学式 (1) ¹⁾ オリエンテーション (1)
5	レクリエーション (1,2,3)
6	学外学習 (1,2,3)
8	前期試験 (1,2,3) インターンシップ (1,2,3) 夏期休校
9	防火訓練 (1,2,3) 講師会議
10	レクリエーション (1,2,3) 合宿研修 (1)
11	海外研修 (2) 学外学習 (1,2,3)
12	インターンシップ (1,2,3) 九動祭 (1,2,3) 冬期休校
2	資格試験 (1,2,3) 後期試験 (1,2,3)
3	インターンシップ (1,2) 卒業式 (2,3) 講師会議 春期休校

¹⁾ () 内は年次

5 専任教員・職員・講師

専任職員・講師一覧

1. 専任教員

氏 名	職 務	担 当 科 目
徳田 昭彦	学院長	講話、動物外科看護学実習
本田 公三	副学院長	生命倫理・動物福祉
高木 和弘	教頭	掃除学、販売学、プレゼンテーションスキル
大杉 剛生	主幹（学術）	比較動物学、動物看護関連法規、動物愛護・適正飼養関連法規、動物の疼痛と福祉、動物繁殖学、動物感染症学、動物臨床検査学、統合演習
津田 圭子	主幹（教務）	動物栄養学、愛玩動物学、動物臨床看護学各論、統合演習
森元 和昭	主幹（危機管理）	
工藤 正則	主幹（学生）	
林 小百合	主幹（総務）	ペット関連産業概論
西島 信彦	学生課長	就職支援、ライセンス対策、統合演習
林 典子	事務長	統合演習
井上 竜一	教務課長	人と動物の関係学、動物生活環境学、動物介在活動、動物愛護適正飼養実習、統合演習
紫垣 知江	学生課主任	就職支援
橋本 沙耶	教務課主事	トリミング実習、動物愛護適正飼養実習、飼育実習
高橋 理美	事務局主事	
後藤 翔太	教務課主事	愛玩動物飼養管理学、動物愛護適正飼養実習、飼育実習、統合演習
乗本 莉奈	教務課員	飼育実習

2. 講 師

氏 名	担 当 科 目
池上 美紀	動物内科看護学、動物臨床看護学総論、動物看護学概論、グリーフケア概論
井手 浩信	動物理学療法、動物看護総合実習、動物臨床看護学実習
大川 恵子	動物看護総合実習
大塚 敦子	動物行動学、愛玩動物学、動物理学療法学、動物理学療法学実習
小山 房子	パソコン
片岡 玖美	訓練学
北島 眞実子	動物形態機能学、動物皮膚病学、動物形態機能学実習
合志 潤子	動物看護総合実習、動物臨床看護学実習
黒田 将仁	動物臨床検査学実習、動物外科看護学実習、動物臨床看護学各論、動物外科学
島本 真由美	動物愛護・適正飼養関連法規
白石 史絵	動物看護総合実習、動物臨床看護学実習、動物医療コミュニケーション
田嶋 義高	分子遺伝子学入門
樽田 侑	動物臨床看護学各論
長倉 絵里花	トリミング実習
中嶋 友美	訓練学
仁木 隆博	動物薬理学、動物感染症学
西川 文	動物歯科学
林 小百合	ペット関連産業概論
林田 真琴	動物臨床看護学各論
平野 孝昭	動物感染症学、動物病理学
兵藤 陽子	英会話
福田 由吏	ビジネスマナー、コミュニケーショントレーニング
前田 しのぶ	ペットアロママッサージ
増子 元美	適正飼養指導論、幼齢動物看護学、高齢動物看護学
山中 彩紗子	訓練学
吉川 文香	動物内科看護学実習

